

10 高山市文化財保存活用地域計画【岐阜県】

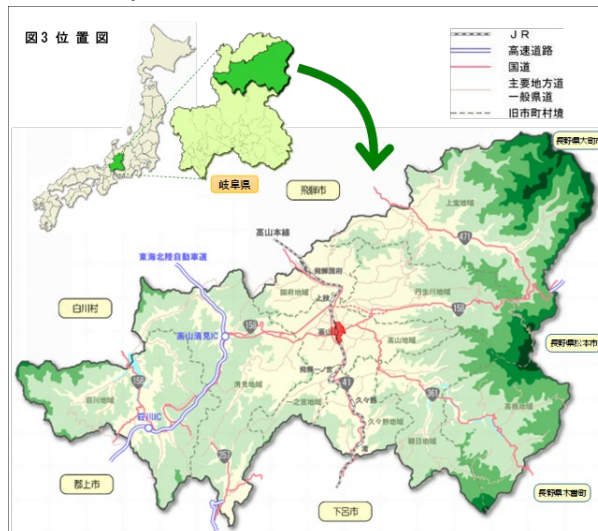
【計画期間】令和7～16年度（10年間）

【面積】2,177.61km²

【人口】約8.2万人

【関連計画等】

ユネスコ無形文化遺産
「山・鉾・屋台行事「高山
祭の屋台行事」」(H28年度)
日本遺産「飛騨匠の技・
こころ・木とともに、今に
引き継ぐ1300年-」(H28
年度)
歴史的風致維持向上計画
(第三期、R7～16年度)



推進体制

市民	
所有者等	各文化財の所有者、管理者 各文化財所有団体、管理団体
行政	文化財課（主管課）、各支所地域振興課、地 域政策課、観光課、直営文化財施設 等
地方文化財審議 会等	高山市文化財審議会、高山市伝統的建造物群 保存地区保存審議会
関係団体	保存団体、岐阜県文化財保護協会、飛騨・高 山観光コンベンション協会、高山商工会議所、 各まちづくり協議会 等
文化財保存活用支援団体	
教育研究機関	小・中・義務教育学校、大学 等

歴史遺産や伝統文化の特性

(1) 自然の恵みを活かす 周辺地域との交流と山国飛騨の起こり

本市は大部分が森林であり、山の恵みとして狩猟採集に適した様々な生物を育み、旧石器時代以降、山国飛騨に人やモノの交流を通じて他地域の文化がもたらされ、独自の文化も織り成されてきた。

(2) 素材の良さを活かす 飛騨匠の技と心

奈良時代の律令体制のもとに定められた飛騨匠の制度は、素材の良さを活かす飛騨匠の技と心として現代に受け継がれている。

(3) 地の利を活かす 中世の動乱と金森氏によるまちづくり

中世の動乱を治め、飛騨を領国とした金森長近は、交通の要衝である高山盆地において、地の利を活かしたまちづくりに着手した。

(4) 東西の文化の良さを活かす 高山城下町のあゆみ

城下町高山は、飛騨地域の政治・経済の中心地として街道を通じて人、物資、情報が集まり、江戸や上方の文化を取り入れながらもそれに独自の磨きをかけた文化が形づくられた。

(5) 人々のつながりを活かす 農山村の暮らしと文化

険しい山地に囲まれた飛騨の農山村集落は、集落民の連帯や他地域との交流によって、地域の特産品や伝統行事などの、特色ある産業と独自の文化を培ってきた。

指定等文化財件数一覧

種 別		国 指定・選定	国 選択	県 指定	市 指定	国 登録	計	
有形文化財	建造物	15	-	15	77	21	128	
	美術工芸品	絵画	0	-	5	42	0	47
		彫刻	3	-	16	106	0	125
		工芸品	3	-	7	60	0	70
		書跡	0	-	5	32	0	37
		典籍	0	-	1	7	0	8
		古文書	0	-	0	87	0	87
		考古資料	2	-	4	46	1	53
		歴史資料	0	-	3	27	0	30
無形文化財		0	-	0	8	0	8	
民俗文化財	有形の民俗文化財	4	-	4	38	0	46	
	無形の民俗文化財	2	1(1)	8	21	0	32(1)	
記念物	遺跡	5	-	16	105	0	126	
	名勝地	0	-	1	10	0	11	
	動物、植物、地質鉱物	6	-	32	109	0	147	
文化的景観		0	-	-	-	-	0	
伝統的建造物群		2	-	-	-	-	2	
計		42	1(1)	117	775	22	957(1)	

指定等文化財は957件、未指定文化財は5,883件把握 37

【基本目標】知り、守り伝え、活かす飛騨高山の歴史遺産や伝統文化

課題		方針		措置の例	
個別目標A 「知る」 全ての世代への歴史遺産や伝統文化の理解の推進と愛着の醸成					
1 調査や価値付け	○民俗文化財、古文書や歴史資料等の分野の把握調査が不十分である 等	○大学などの研究機関や専門家と連携して把握調査や研究を進める 等	6 歴史資料の整理、目録作成 歴史資料保存団体との協働により市有歴史資料の整理を行い、目録を作成する。 ■行政、団体企業 ■R7～16		
2 普及啓発や情報発信	○文化財施設と学校教育とのより一層の連携なども求められている 等	○学校教育活動で活用できる学習プログラムの充実や、普及・啓発を進める 等			
個別目標B 「守り伝える」 歴史遺産や伝統文化の着実な未来への継承					
3 保存	○保存と活用のバランスをとりながら整備を進める必要がある 等	○保存活用計画（保存管理計画）に基づく適切な保存と活用を推進する 等	21 松倉城等の整備・活用方針作成 保存と活用のバランスのとれた松倉城跡等の保存活用計画、整備計画を作成する。 ■行政、市民 ■R7～16		
4 保存展示施設	○歴史民俗資料等の整理を行い効果的な活用を進める必要がある 等	○市所有の歴史民俗資料等について、整理の方向性や価値付けの基準を明確にし、活用を進める 等			
5 周辺環境整備	○周辺環境も含めた一体的な措置を講じることにより、歴史文化資源の魅力を高めることが必要である 等	○説明板や案内表示等は歴史文化資源や周辺の環境と調和したものとする 等	30 伝統的建造物群保存地区拡大の取組 伝統的建造物群保存地区を拡大し、より広く伝統的建造物群を保護する。 ■所有者、行政 ■R7～16		
6 連携した取組	○行政、関係機関等と連携した継承の取組を進める必要がある 等	○保存団体等による保存・活用の活動に対し、行政から助成や指導・助言を行う 等			
7 体制づくりや人材育成	○伝承芸能等、地域の歴史文化資源の継承や活用が課題になっている 等	○関連団体等との連携により保存・活用体制を整備し、活動や取組へ継続的に支援を行う 等	55 高山祭の屋台行事等の祭礼行事を維持継承するための仕組みづくりの検討 高山祭の屋台行事等の祭礼行事を維持継承するための仕組みづくりを検討する。 ■行政、団体企業、所有者 ■R7～16		
8 防災・防犯	○ハード・ソフト両面から災害リスク軽減の対策を講じる必要がある 等	○関連する計画や指針に基づき、歴史文化資源の防災対策を進める 等			
個別目標C 「活かす」 歴史遺産や伝統文化の活用と、活用できる人づくりの推進					
9 活用	○活用が行われていなかった資料について、新たな活用や継承につながる意識の高揚を促す取組が必要である 等	○講演会や、研究機関と連携したワークショップ、展示会等を開催することにより、保存意識の高揚を図る 等	74 有形の民俗文化財の公開活用 特別展等の開催による有形の民俗文化財の公開活用を図る。 ■行政、市民、教育研究 ■R7～16		
10 活用するための人づくり	○地域の歴史文化を語り伝えていくための人材を育てる必要がある 等	○郷土の歴史や文化の語り手となる人材を育成することで、後世への継承を図る 等			

①今に生きる城下町高山の 町人文化と高山祭

城下町高山は成立以来、飛騨の政治・経済・文化の中心地として繁栄し、街道を通じて人、物資、情報が集まった。旧城下町は、伝統的な町並みをはじめ近世・近代の歴史的な建造物が多く残り、屋台組が基礎となり高山祭の祭礼行事をはじめとした独自の町人文化が継承されている。



②木の国、山の国に育まれた 飛騨匠の技と心

豊かな自然と雪に閉ざされる厳しい冬の気候によって、飛騨では山と一体となって暮らす生活文化や木を生かす技術を育んだ。飛騨匠の技術と感性は、古代から現在まで受け継がれ、高山の文化の基礎となっている。



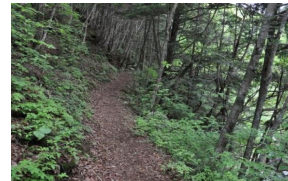
③古代の飛騨国とその成り立ち

狩猟採集の生活から農耕生活に変わり土地に定着することにより地域のまとまりが生まれ、さらに古墳時代は権力を持つものが現れた。7世紀には古代寺院造営が盛んに行われ、その後律令政府によって国分寺も置かれた。遺跡から飛騨の国の成り立ちとその様相を見ることができる。



④人・モノ・文化を運ぶ －飛騨を支えてきた歴史の道－

市内にある主要な五つの街道は、近世以降現代に至るまで、少しずつルートを変えながらも飛騨の交通・流通を支えている大動脈だった。江戸時代の人や物資の往来は、街道沿いの集落へ江戸や京・大坂などの様々な文化を伝えてきた。



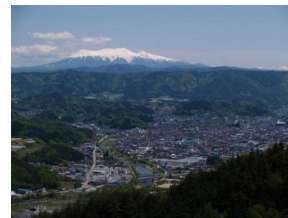
⑤強者(つわもの)たちの夢のあと －中近世の城館－

飛騨の戦国時代は、各地で小領主が割拠し対立と抗争を繰り返し、やがて三木氏や金森氏といった強力な戦国大名により統合された。小領主により造られた規模の小さい山城が、経済、文化の中心である大きな城郭へと変遷する過程を見ることができる。



⑥山への畏れと祈り －山岳信仰の諸相－

山と深い関わりを持って暮らしてきた飛騨の人々は、山を時には畏れ、時には敬って暮らしてきた。山の恵みを受けつつ、その山を崇め、さらに近代になるとスポーツとして登山を楽しむまでになった。



⑦山国に生きる －農山村の暮らしのかたち－

飛騨は急峻な山々に囲まれ、冬が長く厳しい気候である。飛騨に暮らす人々は農業を生業の中心としながらも、集落民の結束と周辺地域との交流によって、様々な生活の知恵と工夫を活かし、集落ごとの独自の特色ある産業を培ってきた。



⑧山里に響く祭ばやし －祭礼に関わる芸能と文化－

豊かな自然環境と地域の生活や文化との関わりを通じて、飛騨の各地域で祭礼やそれに関する多種多様な芸能が生まれた。これらの祭礼や一連の神事芸能は、地域の人々によって現在も大切に受け継がれている。



概要 金森氏が整備した城下町高山は成立以来、飛騨地域の政治・経済の中心地として繁栄し、街道を通じて人、物資、情報が集まってくる中で独自の文化が形作られた。高山祭はその代表的なもので、飛騨匠の技術の結晶である屋台は高山の文化を象徴するものである。また、屋台組というコミュニティは、祭だけでなく日常の助け合いや共同作業、町並み保存活動など人々の日常生活の基礎となっている。こうした特色ある地域組織によって、祭礼行事をはじめとした町人文化が継承されるとともに、城下町から続く伝統的な町並みも受け継がれ、現在も生きているのである。

構成文化財



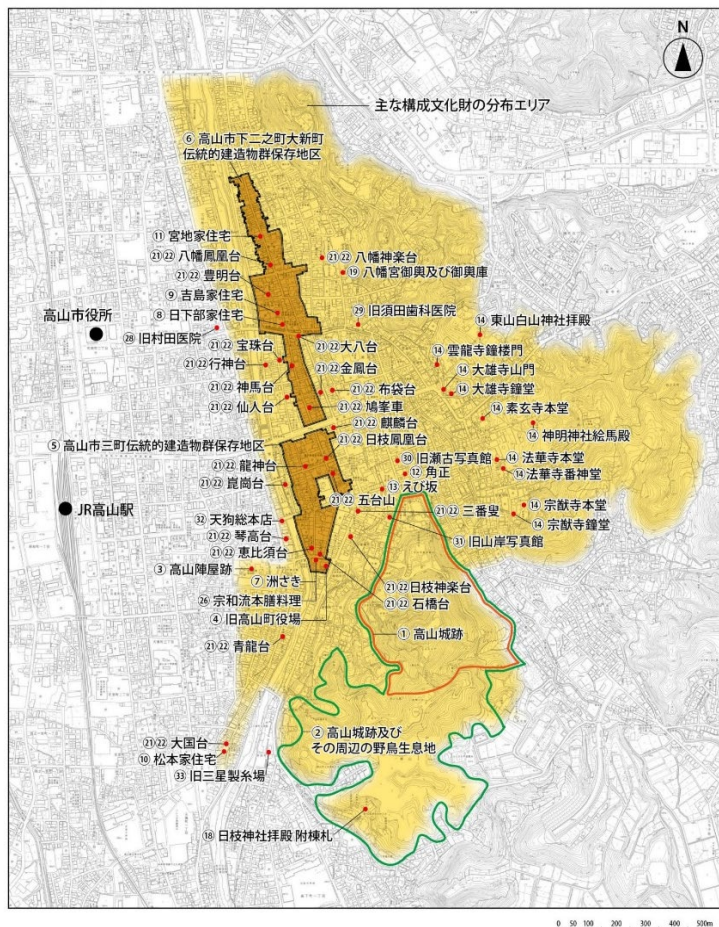
高山祭屋台



東山白山神社参道
から見た町並み



飾り物（囲炉裏道具を使った
「龍」の見立て）



関連文化財群に関する課題

- ・ 子どもが自然な形で伝統文化に参加できるよう、保存活動に対する支援策を講じる必要がある
- ・ 店舗化の進行は夜間人口の減少を招いており、地域の防災・防犯対策の面でも対応する必要性が生じている等

関連文化財群に関する方針

- ・ 屋台組などの活動、伝統文化、伝統技術を継承していくための支援体制・方法の検討を進める
- ・ 伝統的建造物群保存地区の防災計画について今後の社会状況を見すえた見直しを行う等

関連文化財群に関する主な措置

55 高山祭の屋台行事等の祭礼行事を維持継承するための仕組みづくりの検討

高山祭の屋台行事等の祭礼行事を維持継承するための仕組みづくりを検討する

- 行政、団体企業、所有者
- R7～16

64 伝統的建造物群保存地区防災計画の見直し

伝統的建造物群保存地区防災計画の見直しを行う

- 所有者、行政
- R7～16



【参考】関連計画等

高山市歴史的風致維持向上計画（第三期：R7～16年度）

平成20年（2008）の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」の施行を受け、本市は「高山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成21年（2009）に国の認定を受けた。第一期計画は平成29年度末で終了、その後、平成30年（2018）に第二期計画の国の認定を受け、令和7年3月に第三期計画の認定を受けた。この計画の重点区域「城下町高山」は既存の二つの伝建地区の他、東山風致地区、北山風致地区、城山風致地区などを含んだ地域となっており、重点区域内に点在する日本遺産構成文化財の活用などの事業を行っている。

高山市の維持向上すべき歴史的風致

計画期間

令和7年度（2025）～令和16年度（2034）

豊臣秀吉の命を受けて天正14年（1586）に飛騨を平定した金森長近は高山城を築き、商人の経済力を重視した城下町を形成するとともに、東西南北方向の街道の整備を行った。以来、商人町として発達した高山は、京文化、江戸文化を取り入れながら飛騨の政治、商業経済の中心地として栄え、その長い歴史の中で様々な伝統文化を育んできた。現在も旧城下町には、江戸時代の面影を残す商家群など貴重な建造物が数多く保存され、「高山祭」をはじめとする伝統行事、一位一刀彫や飛騨春慶などの伝統工芸、さらには、歴史街道沿いの農山村集落においても独自の伝統文化が連続と継承されており、周辺市街地と一体となって高山市固有の歴史的風致を形成している。

01. 城下町の地割にみる歴史的風致

旧高山城下町の町人地は、城下町時代の地割を今に伝え、江戸時代の面影を残す町家建築が建ち並ぶ。そこに暮らす人々は高山祭の屋台組を中心としたコミュニティの強い結束により、高山祭や秋葉様信仰などの活動を伝統的にやっている。

旧城下町の町家建築 ▶



02. 高山祭の屋台行事にみる歴史的風致

高山祭は、春の山王祭と秋の八幡祭の総称であり、江戸時代の初め頃を起源として今に続く。祭礼行事は旧城下町を舞台に、屋台を守り続ける屋台組の人々の強い思いと誇りによって執り行われ、絢爛豪華な屋台は伝統的な町並みの中を曳かれる。

高山祭の屋台行事 ▶



03. 東山寺院群にみる歴史的風致

飛騨を平定した金森氏は城下町を整備する中で、城下町の東に連なる山裾に数々の寺院を建立・移築した。これらは現在も東山寺院群として残されており、松倉絵馬市をはじめ、各種の法要、神社祭礼などの年中行事が脈々と受け継がれている。

松倉絵馬市 ▶



04. 飛騨匠の技と心にみる歴史的風致

古代に、税を免じてまでも優れた木工技術者（飛騨匠）を都へ派遣するよう定めた全国唯一の制度が飛騨にあり、建築技術をはじめ、飛騨春慶、一位一刀彫といった伝統工芸の中にも、飛騨匠の技術や感性が古代から現代まで受け継がれている。

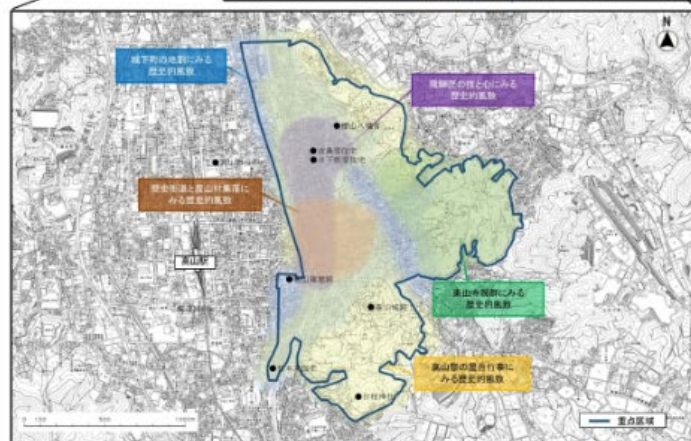
飛騨春慶 ▶



05. 歴史街道と農山村集落にみる歴史的風致

金森氏によって整備された東西南北の街道により、町人経済が発展するとともに豊かな町人文化が醸成された。また、各街道沿いの農山村集落では、城下町の文化と周辺地域の文化との混交が見られ、独自の伝統文化が今も継承されている。

旧江戸街道 ▶



出典：高山市HP 歴史的風致維持向上計画 第三期計画 概要版

11 豊橋市文化財保存活用地域計画【愛知県】

【計画期間】 令和8～17年度（10年間）
 【面積】 262.00km²
 【人口】 約36.6万人



歴史文化の特性

（1）豊川との共生と、流域に生まれた「徳国」

中央構造線に沿って三河湾に流れ込む豊川は、洪水による大きな被害をもたらす一方、肥沃な土壌や豊富な水を供給することで、流域の生産力を支えてきた。豊川の恵みを糧に流域は発展し、古墳時代に「徳国」が誕生した。

（2）三河湾と表浜、その恵みと開発

内海（三河湾）と外海（太平洋・遠州灘）の二つの海に接する本市は、海からの恵みを享受してきた。三河湾の沿岸では、豊かな海の恵みを受けると同時に、遠浅の海浜を利用して新田開発などを進めてきた。表浜と呼ばれる太平洋沿岸地域は、中世には段丘崖下の海岸沿いに伊勢街道が通り、寺院や城が築かれた。その後は津波などの被害を受け街道や集落は段丘上に移り、今では雄大な自然景観を楽しむことができる。

（3）三遠国境の自然と歴史

市域北東部に南北に連なる弓張山地は、湖西市側からは湖西連峰と呼ばれ、石灰岩やチャートなどの堆積岩で構成された急峻な山々である。古くは三河国と遠江国の国境、現在は愛知県と静岡県との県境である。人々は国境の山地と向き合い、歴史文化を育み、独特な産業を生み出してきた。

（4）交差する海・川・陸の道

本市は、東海道や本坂通、豊川や三河湾を介した船運など多くの交通路が交わる。交通の結節点である地の利を生かし、他地域との繋がりを持つなかで、本市の産業と文化が発展した。

（5）飽海・今橋・吉田と続く東三河の中心地

豊橋公園や豊橋市役所などが位置する場所は、地盤が比較的安定した平坦な段丘上にあり、水害などの災害を受けにくい地形にある。この辺り一帯は、古くは飽海や今橋、吉田などと呼ばれて、古代に渥美郡衙が設置されて以来、現在に至るまで大きく場所を変えることなく、常に東三河の政治や経済の中心だった。

（6）都市の近代化と農業の発展

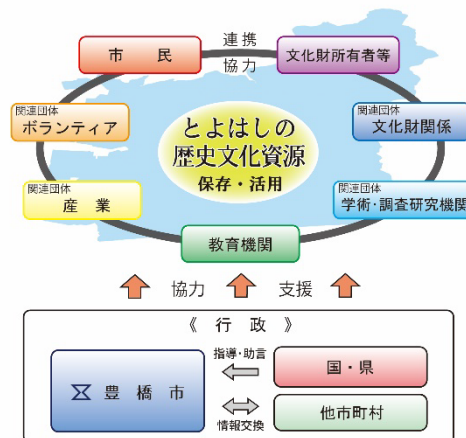
明治以降、本市は都市機能整備と農業基盤の整備を進め、近代都市へと発展した。そこには、戦前の軍隊設置と戦後の旧軍用地活用、牟呂用水と豊川用水の建設が大きな役割を果たしている。

指定等文化財件数一覧

文化財の類型		国指定・選定	国記録選択	県指定	市指定	国登録	県登録	計
有形文化財	建築物	2	—	1	5	22	0	30
	美術	2	—	3	19	0	0	24
	工芸品	5	—	3	14	0	0	22
	絵画	1	—	2	13	0	0	16
	彫刻	3	—	4	5	0	0	12
	書跡・典籍	0	—	0	6	0	0	6
	古文書	2	—	1	2	0	0	5
	考古資料	0	—	1	4	0	0	5
	歴史資料	15	—	15	68	22	0	120
	小計	0	0	0	0	0	0	0
無形文化財		0	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	芸能	0	0	0	0	0	0	0
	工芸技術	0	0	0	0	0	0	0
記念物	有形の民俗文化財	0	—	1	2	0	0	3
	無形の民俗文化財	1	1	0	3	0	0	5
	遺跡（史跡）	3	—	2	9	0	0	14
	名勝地（名勝）	0	—	0	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	2	—	3	6	0	0	11
	動物	0	—	0	0	0	0	0
	植物	2	—	2	6	0	0	10
	地質・鉱物	0	—	1	0	0	0	1
	文化的景観	0	—	—	—	—	—	0
	伝統的建造物群	0	—	—	—	—	—	0
合計		21	1	21	88	22	0	153

指定等文化財 153件、未指定文化財 2,081件

推進体制（概念図）



豊川 悠久の流れ



吉田城址と豊川の流れ

【基本理念】歴史文化資源を探り、守り伝え、活かして、未来をつくる とよはし

基本的な方向性

課題

方針

全般的な措置の例

(1) 歴史文化資源を探る — 調査・研究 —

- ・担当職員の調査・研究能力が不足
- ・歴史文化資源保護体制が十分に整っていない
- ・関係部署・関係機関との協力体制が未構築
- ・既往の歴史文化資源調査の精査と活用が不十分

等

(2) 歴史文化資源を守り次世代に伝える — 保存・継承 —

- ・文化財保護に関する諸手続きについて一層の周知が必要
- ・指定等文化財の保存の方針と手法が定まっていない
- ・文化財保存に係る所有者負担が重く、文化財修理等の補助・助成制度への周知が不足
- ・歴史文化資源保護の担い手育成が不十分

等

(3) 歴史文化資源を活かす — 活用 —

- ・情報発信の一層の充実が必要
- ・歴史文化資源の公開・整備が一層必要
- ・歴史文化資源の普及啓発の一層の促進が必要
- ・学校教育との一層の連携が必要
- ・歴史文化資源を活かした町並み整備と景観保全、そして産業分野との連携が一層必要

等

- ・担当職員の調査・研究能力の向上
- ・歴史文化資源保護体制の整備と充実
- ・関係部署・関係機関との協力体制の構築
- ・既往の歴史文化資源調査の精査と活用

等

- ・文化財保護に関する諸手続きの周知
- ・指定等文化財の保存手法や方針の決定
- ・文化財所有者の負担軽減と文化財保存修理の補助・助成制度の周知
- ・歴史文化資源保護の担い手育成の促進

等

- ・情報発信の充実
- ・歴史文化資源の公開と整備の促進
- ・歴史文化資源の普及啓発の促進
- ・学校教育との連携強化
- ・歴史文化資源を活かした町並み整備と景観保全、そして産業分野との連携促進

等

11 市内祭礼調査

市内の祭礼の調査を行うと共に調査成果を報告書などで公開し、文化財指定等を積極的に推進する。

- 取組主体：市・文化財所有者等
- 実施期間：R8～17



豊橋祇園祭（本祭）

41 ボランティアの育成と協働

ボランティアを育成し、歴史文化資源のガイド、調査・研究、活用事業への支援など、各種の自主的な活動の場を設ける。また、天然記念物に係るボランティアを育成し、市民が主体となって葦毛湿原などの保全を行う。

- 取組主体：市・関連団体（ボランティア）
- 実施期間：R8～17



葦毛湿原

58 町並み整備と景観の保全

二川宿などの歴史文化資源と調和した町並み整備を促進し、景観の保全に努める。

- 取組主体：市・市民・関連団体（産業）
- 実施期間：R8～17



二川宿と東海道

優先的な措置について

○整備が見込まれる歴史文化資源と関係施設などに関して、特に力を入れて取り組むものを優先的な措置として設定する。この優先的な措置には、既に触れた全般的な措置で取り上げたものを横断する内容が含まれる。対象は下の①～⑤である。

【対象】①国史跡・馬越長火塚古墳群と北部地域、②国史跡・瓜郷遺跡、③市史跡・吉田城址と城下町、④国史跡・高山蛇穴と高山、⑤国天然記念物・葦毛湿原、⑥豊橋市文化財センター、⑦豊橋市美術博物館、⑧二川宿と豊橋市二川宿本陣資料館、⑨豊橋市中央図書館、⑩豊橋市自然史博物館、⑪豊橋総合動植物公園、⑫国登録有形文化財・豊橋市公会堂、⑬国登録有形文化財・豊橋市民俗資料収蔵室、⑭国登録有形文化財・豊橋市上水道施設 下条取水場旧ポンプ室ほか、⑮個人等が所有する歴史文化資源

関連文化財群 1 豊川と穂国の誕生

古墳時代の東三河では、古代三河国の前身である穂国と呼ばれる領域が形成され、優れた古墳文化が成立した。これを支えたのは、豊川がもたらした肥沃な土壌に基づいた、高い農業生産力だった。



馬越長火塚古墳

関連文化財群 2

三河湾と表浜がもたらしたもの

本市は、三河湾と太平洋の二つの海に接しており、ある時は海に適応し、ある時は海を開発しながら歴史を紡いできた。そのため、三河湾沿岸と太平洋沿岸の表浜では、それぞれ特徴的な歴史文化が生まれた。



表浜

関連文化財群 3

豊かな山の自然－石巻山と葦毛湿原－

チャートや石灰岩など秩父帯の岩石で構成される弓張山地は、湿地群などの多様な生態系を生み出すと共に、石灰生産や採石の産業を生み出した。



石巻山と弓張山地

関連文化財群 4

歴史の舞台となった国境の山

急峻な地形から三河国と遠江国の国境となった弓張山地は、信仰の場でもあり、多くの文化財が残されている。また、人びとが往来する国境は、戦国時代には合戦の舞台となった。



月ヶ谷城址遠景

関連文化財群 5 東西・南北の交通路

古くから東海道や豊川の船運など多くの交通路が交わる本市は、人と物資が行き交う交通の要衝である地の利を活かしながら、産業と文化を発展させてきた。



前芝の燈明台

関連文化財群 6 東海の要・吉田

東三河の要衝に築かれた吉田城は、今なお多くの遺構を留め、地域のシンボルとなっている。また、地域経済の中心であった吉田城下で発展した祭礼行事や芸能などが、今も受け継がれている。



吉田城址

関連文化財群 7 軍隊と近代都市・豊橋

近代に本市で進められた都市基盤施設と公共施設の整備は、軍隊の設置により加速した。戦後に軍隊が解体されると、広大な軍用地を活用したまちの近代化が進められた。



愛知大学旧本館
(旧陸軍第十五師団司令部庁舎)

関連文化財群 8 神野新田と近代農業

近代以降、牟呂用水と豊川用水の二つの灌漑用水は、本市の農業の発展に大きく貢献した。牟呂用水が引かれた神野新田は県内有数の穀倉地帯となり、豊川用水が引かれた市南部に広がる台地は野菜の生産が盛んになり、全国有数の農業産出額を誇る。



神野新田

文化財保存活用区域位置図



文化財保存活用区域 ①石巻地区

市街地としての開発が進んでいないため、歴史文化資源が数多く残り、景観も保全されている。古墳が集中し、西郷氏に關係する山城跡も多く残る。本坂通（姫街道）に沿って残る社寺や宿場跡と祭礼・習俗など、往時をしのぶことができる歴史文化資源が集中している。

文化財保存活用区域 ②吉田城址とその周辺

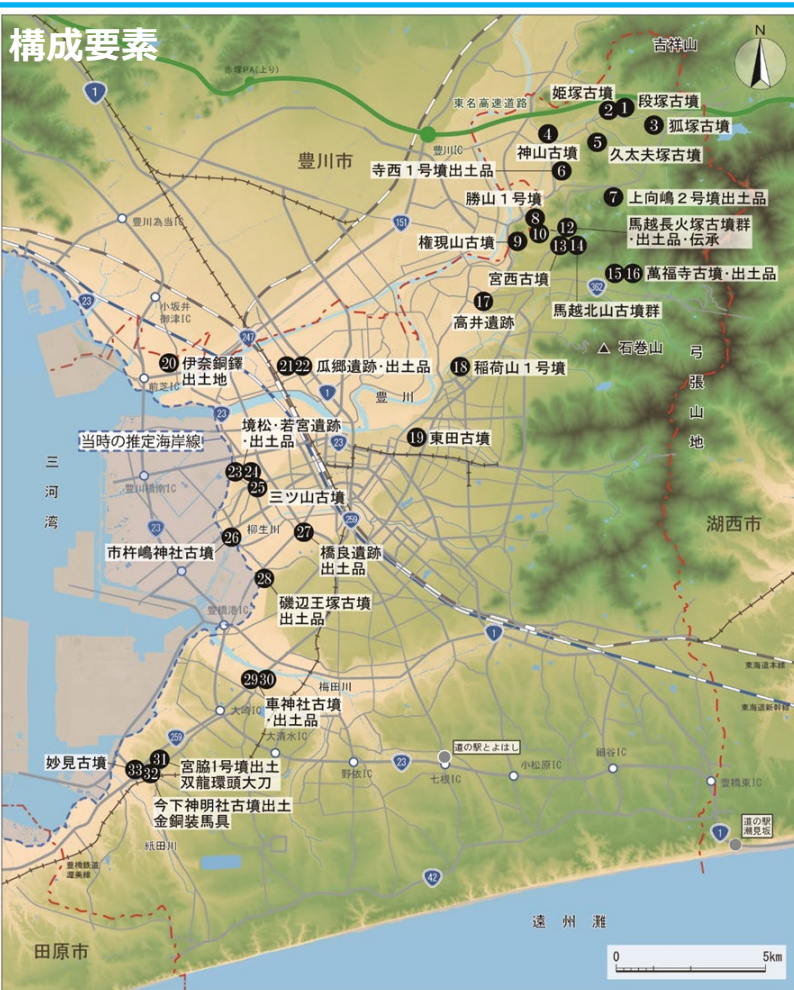
吉田城址とその城下町跡を中心に、歴史文化資源が集中している。市街地化が進む本市の中心部にありながら、城址や社寺、近代建築、旧陸軍の遺構、祭礼行事など市民から親しまれて、魅力ある歴史文化資源が数多く残る。

文化財保存活用区域 ③二川地区とその周辺

近世東海道の二川宿があった本地区には、これに關係する歴史文化資源が集中する他、古くからの社寺が所在する。また、東海道筋には浮世絵の題材となった景勝地が残る。

概要 豊川流域には弥生時代の中心集落遺跡が点在する。豊橋平野をはじめとする肥沃な沖積平野がもたらす高い農業生産力と、大小河川と海がもたらす豊富な資源に支えられた豊かな地域社会が形作られたことが窺われる。やがて古墳時代になると、東三河に古代三河国の前身の一つとなる穂国の領域が形成され、優れた古墳文化が展開した。「穂国」の名前の由来には豊かな稲穂の実りを象徴するという説があり、肥沃な沖積地の高い農業生産力を想起させる。また、三河湾沿岸部にも首長墳が展開することから、穂国の経済基盤は、三河湾の水産資源や海上交通にも支えられていたと考えられ、豊かな穂国の姿がイメージできる。

構成要素



関連文化財群に関する課題

- ・ 瓜郷遺跡の史跡指定地周辺における埋蔵文化財調査が必要である。
- ・ 馬越長火塚古墳群に関連する周辺の遺跡における調査・研究が不十分である。
- ・ 瓜郷遺跡と馬越長火塚古墳群の史跡整備が必要である。等

関連文化財群に関する方針

- ・ 瓜郷遺跡の史跡指定地周辺の調査を行い、価値を明らかにする。
- ・ 馬越長火塚古墳群に関連する周辺の遺跡の調査・研究をさらに進める。
- ・ ガイダンス施設を含めた、瓜郷遺跡と馬越長火塚古墳群の史跡整備を進める。等

関連文化財群に関する主な措置

79 瓜郷遺跡における史跡指定地周辺の確認調査

確認調査により史跡指定地周辺の価値を明らかにすると共に、史跡の保護に努める。

■取組主体：市・県 ■実施期間：R8～12

68 馬越長火塚古墳群と周辺遺跡に関する調査・研究の推進

調査・研究を進め、馬越長火塚古墳群の本質的な価値の向上を図る。また、関連する周辺遺跡の調査・研究を進める。

■取組主体：市・関連団体（学術・調査研究機関）

■実施期間：R8～17

72 馬越長火塚古墳群の修復と史跡公園整備

馬越長火塚古墳群の破損箇所の修復のほか、馬越長火塚古墳群及び関連施設を含む史跡公園に係る設計を行い、整備工事を実施する。

■取組主体：市・市民・関連団体(ボランティア、学術・調査研究機関)

■実施期間：R8～17



瓜郷遺跡

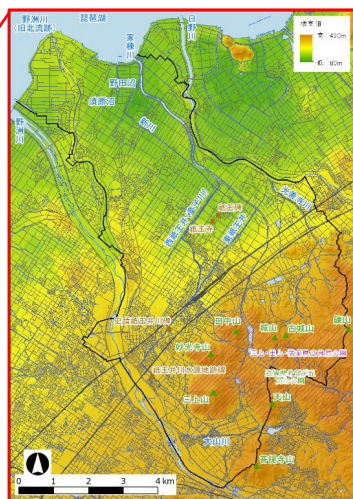


馬越長火塚古墳

12 野洲市文化財保存活用地域計画【滋賀県】

【計画期間】 令和8～17年度
(10年間)

【面積】 80.15km²
【人口】 約5万人



【主な文化財関連施設】



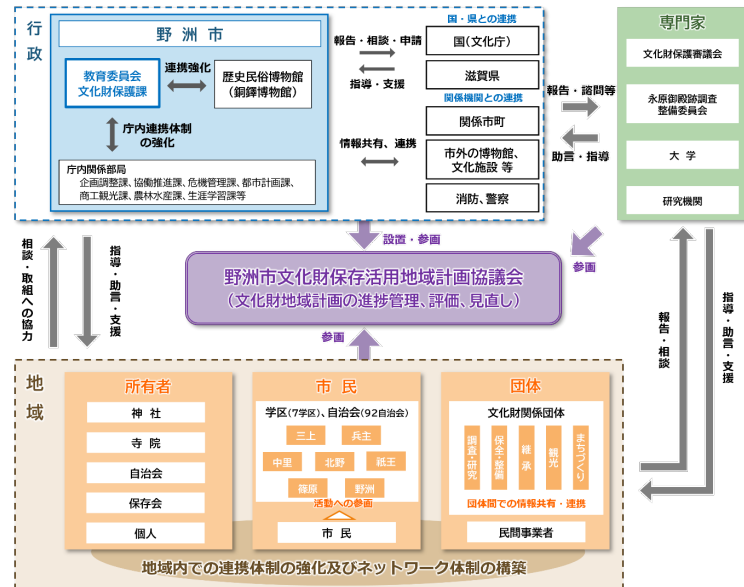
野洲市歷史民俗博物館
(銅鐸博物館)



弥生の森歴史公園

【関連計画等】日本遺産「琵琶湖とその水辺景観
－祈りと暮らしの水遺産」(H30年度追加)

■ 推進体制



■ 指定等文化財件数一覽

(令和7年3月現在)

類型		国				県		市	合計
		指定	選定	選択	登録	指定	選択	指定	
有形文化財	建造物	14	－	－	0	5	－	16	35
	絵画	1	－	－	0	2	－	9	12
	彫刻	21	－	－	0	4	－	26	51
	工芸品	1	－	－	0	2	－	4	7
	書跡・典籍	0	－	－	0	4	－	4	8
	古文書	1	－	－	0	0	－	0	1
	考古資料	0	－	－	0	0	－	1	1
	歴史資料	0	－	－	0	0	－	3	3
無形文化財		0	－	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	－	－	0	0	0	1	1
	無形の民俗文化財	1	－	0	1	0 (1)	2 (1)	7	
記念物	遺跡（史跡）	2	－	－	0	0	－	4	6
	名勝地（名勝）	1	－	－	0	0	－	1	2
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	0	－	－	0	0	－	0	0
文化的景観		－	0	－	－	－	－	－	0
伝統的建造物群		－	0	－	－	－	－	－	0
合計		42	0	0	1	17	3	71	134

注：（ ）は重複している件数

指定等文化財は、134件
未指定文化財は、1,418件把握

■ 歴史文化の特性

三上山信仰と遺跡群が伝える山との共生

近江富士と称される三上山は、琵琶湖の対岸からも眺望でき、神宿る山「み神山」として、人々の信仰や暮らしに深い関わりを持ってきた。大岩山丘陵には、弥生時代の終わりに共同社会の祭器「銅鐸」が24口も埋められていた。三上山は、自然との調和・共生の象徴として、日々の生活で必ず一度は仰ぎ見る存在である。

道がつなぐ交流と華開く仏教文化

本市は、街道や琵琶湖、そして野洲川をとおりて様々な文物を受け入れてきた。中でも仏教の教えは、人々の安寧への願いと祈りであり、本市の歴史文化を通底する心の原点である。

湖・川が育む水との暮らし

本市は、野洲川と日野川を利用した水田農耕や琵琶湖の漁労を基盤として、水との深い関わりの中で歴史文化を育んできた。一方、大切なものを水害で失う経験も重ねてきた。恩恵や畏敬の思いは、湖国の祭礼行事や食文化をはぐくみ、危機管理の知恵として次の世代へ受け継がれている。



三上山と野洲のまちなみ



大岩山銅鐸



永原御殿跡と朝鮮人街道



↑古瓦（福林寺遺跡）

↑木造十一面觀音立像(蓮長寺)



御田植祭（三上）



鮎ずしの鮎の漬け込み（菖蒲

1
文化財の
価値・魅力を
明らかにし、
文化財を
まもる
『土台づくり』

2
文化財の魅力を
活かした
『地域づくりへ
の貢献』

3
文化財を通じて
人や地域が
つながり
『みらいへと
紡ぐ』

- 文化財の総合把握調査が不足している。
- 文化財の価値を高める調査、研究の充実が必要である。

- 史跡・名勝の保存整備の計画的な実施が必要である。
- 指定等文化財の保存整備または保存修理の計画的、効率的な実施が必要である。等

- 防災・防犯に対する市民意識の醸成及び連携体制の構築が必要である。等

- 公開施設及び文化財収蔵施設の老朽化への対応及び整備の検討が必要である。
- 市内外への効果的な情報発信・公開PRが不十分である。等

- 観光との連携及び文化財を活かした新たな観光施策の検討が必要である。
- 歴史文化や文化財を活かした地域づくりが必要である。等

- 歴史文化や文化財の継承及び担い手不足などへの対応が不十分である。
- 地域や子どもへ向けた教育機会が不足している。

- 文化財に係る包括的な連携体制の構築が不十分である。
- 保存・活用に係る財源の確保及び支援策の検討を行う必要がある。等

01文化財を『理解する』

- i 文化財の総合把握調査の実施
- ii 文化財の価値を高める調査、研究の充実

02文化財を『保つ』

- i 史跡・名勝の保全整備の計画的な推進
- ii 指定等文化財の保存整備または保存修理の計画的、効率的な推進 等

03文化財を『守る』

- ii 災害に備えた市民意識の醸成及び連携体制の構築 等

04 文化財を『共有する』

- i 公開施設及び文化財所蔵施設の老朽化への対応及び整備の推進
- ii 市内外への効果的な情報発信・公開PRの推進 等

05 文化財を『活かす』

- i 観光振興との連携強化及び文化財を活かした新たな観光施策の検討
- iii 歴史文化や文化財を活かした地域づくりの推進 等

06 文化財を『継ぐ』

- i 歴史文化や文化財の継承と担い手の育成、後継者の確保
- ii 地域や子どもへ向けた教育機会の創出

07 文化財を『支える』

- i 文化財に係る包括的な連携体制の構築
- iii 財源の確保及び支援策の検討 等



1-1市民などと連携した文化財の総合把握調査の実施

地域や関係団体、専門家などと連携し、市内の文化財の総合的な把握や詳細調査を推進する。

- 取組主体：市民、所有者、団体、専門家、行政
- 計画期間：R8～17



2-1.国史跡永原御殿跡保存整備

国史跡永原御殿跡について継続的な発掘調査（保存目的の内容確認調査）や公有地化・整備・活用を推進する。

- 取組主体：所有者、専門家、行政
- 計画期間：R8～17



4-6.歴史講座や講演会、史跡探訪、発掘調査体験の実施

歴史民俗博物館（銅鐸博物館）での歴史講座や古文書を読む会、講演会の開催、史跡探訪のほか、国史跡永原御殿跡などでの発掘調査体験を通じ、実際に市の文化財に触れながらその価値を正しく伝える取組を実施する。

- 取組主体：市民、所有者、団体、専門家、行政
- 計画期間：R8～17



5-9.文化財を活かした地域活性化

銅鐸をはじめ国史跡永原御殿跡や大岩山古墳群など本市を代表・象徴する文化財を中心に、地域づくりの観点からの活用や地域活性化及び地域の魅力向上に資する取組を推進する。

- 取組主体：市民、所有者、団体、行政
- 計画期間：R13～17



6-8.歴史教育の拡充

子どもや親世代が野洲について知る機会の充実を図るため、地域と連携し、桜生史跡公園などにて歴史や文化財、自然環境などの幅広い視点での歴史教育を推進する。

- 取組主体：市民、所有者、団体、行政
- 計画期間：R8～17

13 多可町文化財保存活用地域計画【兵庫県】

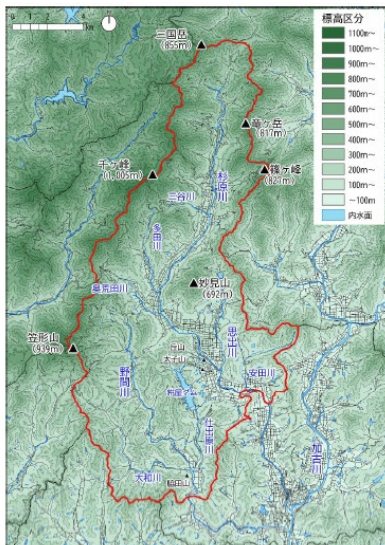
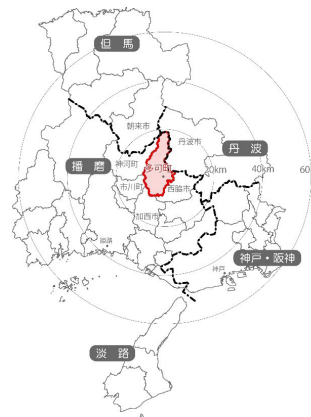
【計画期間】令和7～13年度（7年間）

【面積】185.19km²

【人口】約1.9万人

歴史文化の特徴

推進体制



資料：SRTM（スペースシャトル地形データ）

指定文化財件数一覧

分類	指定	国	登録	選択	指定	登録	町指定	総数
有形文化財	建造物	0	3	0	0	0	3	3
	美術工芸品	1	0	15	38	54		
	絵画	1	0	1	20	22		
	彫刻	0	0	11	5	16		
	工芸品	0	0	0	2	2		
	書跡・典籍	0	0	1	0	1		
	古文書	0	0	0	5	5		
	考古資料	0	0	2	6	8		
無形文化財	歴史資料	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	1	0	1	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財	0	0	0	0	1	2	3
記念物	遺跡（史跡）	0	0	1	0	1		
	名勝地（名勝）	0	0	0	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	0	0	3	1	4		
文化的景観		0	0					0
伝統的建造物群		0	0					0
総数	1	0	3	0	20	1	41	66

指定等文化財は66件
未指定文化財は9,124件把握

多可町の歴史文化の特徴

町全体の基盤となる4つの歴史文化

多可郡のはじまり
に関わる歴史文化

古代多可郡のはじまりの地として、近代まで近隣市町を含む「多可郡」というまとまりのある文化圏を形成してきた地域の出発点としての歴史文化

南と北の文化融合
に関わる歴史文化

兵庫県の中央部に位置することから、瀬戸内側と日本海側の両方の影響を受けながら周辺地域とのつながりを深める中で生み出してきた内陸部の中山間地域ならではの歴史文化

オトウが伝える民俗
に関わる歴史文化

中世以降、神社を拠り所として形成されてきた集落のオトウを中心とした年中行事等と、それらを継承する中で培われた地域のまとまりに関わる歴史文化

自然を活かした生業
に関わる歴史文化

古代にはじまる杉原紙や近世・近代の各種農間余業に代表されるような、多可町の豊かな自然や気候・風土に育まれた生業に関わる歴史文化

3つの発祥に関わる歴史文化

杉原紙発祥
に関わる歴史文化

旧加美町（加美区）の杉原谷で生み出され、中世から近世の日本の和紙文化の発展に大きな影響を与えた杉原紙とその再興の取組に関わる歴史文化

山田錦発祥
に関わる歴史文化

旧中町（中区）東安田の山田勢三郎による山田穂の育成・栽培・流通の取組や町内での酒造り・酒米づくりの歴史など、「酒米の王様」とも呼ばれる山田錦の誕生に関わる歴史文化

敬老の日発祥
に関わる歴史文化

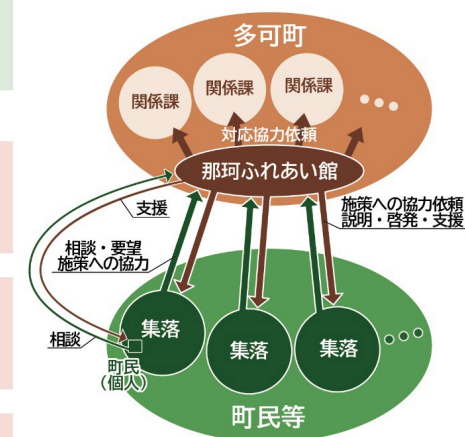
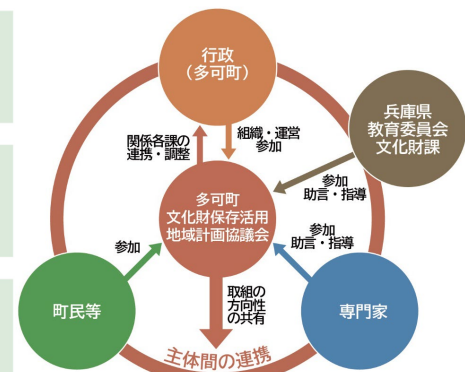
旧八千代町（八千代区）の野間谷村長である門脇政夫の尽力により誕生した「敬老の日」と、その背景となった農間余業や伝統産業がもたらした暮らしの豊かさに関わる歴史文化



杉原紙抄紙風景（杉原紙研究所）



山田錦の田植えイベントの様子（中区坂本）



昭和29年（1954）頃の敬老会の様子

■ 基本方針

■ 課 題

■ 方 針

■ 措置の例

【調査】

①「多可のたから」の
価値をみいだす

・歴史文化遺産の把握が十分ではない
・保存・活用の優先度の高い歴史文化遺産の調査が十分に進んでいない 等

①- 1 歴史文化遺産の継続的
・計画的な調査を実施する

2 年中行事の現況調査

現況調査を実施し、現状を把握するとともに、これまで十分に把握できていない由来・来歴等の調査を併せて実施し、記録を作成する。

■行政 専門家 町民等 ■R7～10

【保存】

②「多可のたから」を
未来へ繋ぐ

・伝統の技の継承が困難になってきている
・古文書・考古資料・歴史資料・民具等の保管・収蔵場所が不足している
・歴史文化遺産の防災・防犯体制が未整備である 等

②- 1 制度・事業の活用や記録作成等を通じて、歴史文化遺産を確実に保存・継承する
②- 2 歴史文化遺産の保存を支える基盤を整え、保存・継承に向けた仕組みを構築する
②- 3 歴史文化遺産の防災・防犯体制を構築し、強化する

6 町独自の歴史文化遺産の認定又は登録制度の創設にむけた検討

文化財指定等を受けていない歴史文化遺産を将来世代に受け継ぐための制度の創設に向けて、認定又は登録等の制度のあり方や支援措置等を検討する。

■行政 専門家 ■R9～13

14 デジタルアーカイブの作成

美術工芸品や民具等のうち可能なものについて、情報発信や防災・防犯にも活用できるようデジタル化を進め、デジタル記録としても保存する。

■行政、専門家 ■R7～13

【活用】

③「多可のたから」を
まちづくりに活かす

・歴史文化遺産の保存・活用のサイクルにつながる効果的な活用ができていない
・空き家となる古民家等の増加に対して、活用が追いついていない 等

③- 1 歴史文化遺産を観光振興や地域振興へと効果的に活かす
③- 2 那珂ふれあい館を拠点として歴史文化遺産を積極的に活用し、郷土の歴史文化を学ぶ機会を増やす
③- 3 他地域とのつながりがつくる歴史文化遺産の魅力を活かす

24 歴史文化遺産の保存・活用サイクルの構築に向けた検討

観光交流協会、商工会、地域商社RAKU 等と連携し、歴史文化遺産の活用を地域の産業振興につなげ、収益を歴史文化遺産の保存に使いながらさらなる活用を展開するサイクルの構築に向けた検討を行う。

■行政 専門家 町民等 ■R7～13

【情報発信】

④「多可のたから」の
魅力を共有する

・各地区に残る歴史文化遺産の価値が町民等に十分伝わっていない
・国内外の観光客等に向けた多可町の歴史文化観光の魅力が効果的に発信できていない 等

④- 1 町民等が身近な歴史文化遺産を知り、学ぶことができる環境を整える
④- 2 歴史文化遺産を観光資源として活かすための魅力的な情報を発信する

46 総合的なデータベースの作成・公開

多可町の歴史文化遺産の総合的なデータベースを作成して、町ホームページで公開する。

■行政 専門家 ■R7～13

47 地域カルデの作成

町民等による主体的な取組を支援するため、地域計画の作成にあたって把握した歴史文化遺産を集落ごとにとりまとめた地域カルデを作成する。

■行政 専門家 町民等 ■R7～8

【人材育成・体制整備】

⑤「多可のたから」を
紡ぐ人・体制をつくる

・歴史文化遺産の保存・活用を担う人材が不足している
・民間における人材の掘り起こしや活用が十分ではない 等

⑤- 1 歴史文化遺産の保存・活用を担う人材を確保・育成する
⑤- 2 歴史文化遺産の保存・活用のための支援体制や主体間の連携体制を強化する

57 子ども学芸員制度の創設

小・中学生が学芸員となって地域の歴史や文化の展示や解説を行う子ども学芸員制度を創設・運営する。

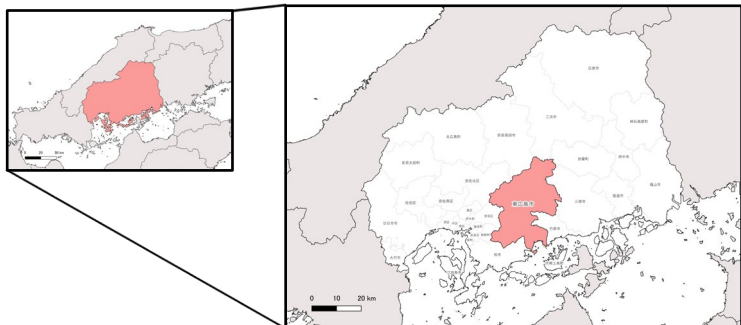
■行政 町民等 ■R7～13

14 東広島市文化財保存活用地域計画【広島県】

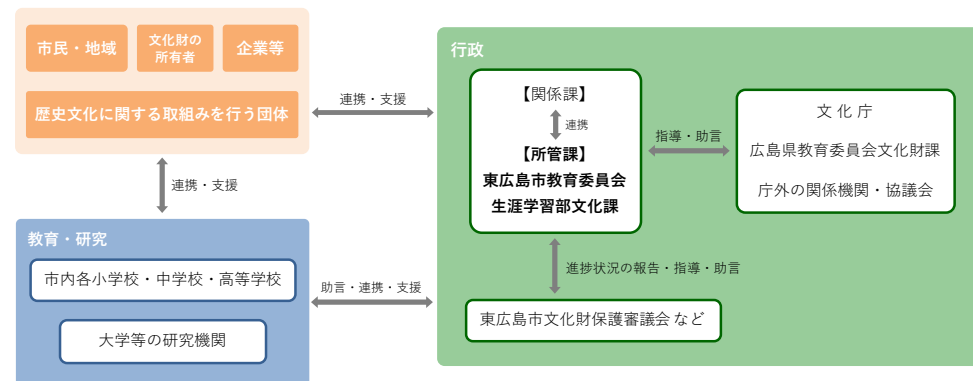
【計画期間】 令和 7～16年度（10年間）

【面積】 635.16km²

【人口】 約19.0万人



推進体制



歴史文化の特性

安芸国最大の穀倉地帯

（1）広島県最大の洪積台地・瀬戸内海気候と多様な自然環境

本市は、瀬戸内海沿岸・島しょ部から標高900mほどの山地に至るまで、多様な自然環境のもとにある。2,000を超えるため池は、多様な水鳥や固有種の水草を育み、豊かな生態系を形成している。

（2）穀倉地帯の形成と発展

弥生時代中期以降、水田・稲作の普及とともに盆地内の人口が飛躍的に増えた。耕地の面積が拡大し、生産性が向上し、江戸時代、安芸国最大の穀倉地帯となった。

（3）政治・文化の拠点と陸上交通の要衝

各時代を代表する大規模な遺跡が存在し、政治や文化の拠点になっていた。背景には、地域の生産量が大きく、山陽道を中心とした陸上交通の要衝であったことがある。

（4）豊かな生産力による農村の発展と文化

穀倉地帯の生産力を背景に、江戸時代に神社仏閣の造営や住宅の大規模化が促進された。安芸門徒の文化や五行祭と呼ばれる神楽、トンドなど現代に受け継がれている。

（5）穀倉地帯と海のつながり

江戸時代、広島藩の御米蔵（御蔵所）が置かれ、年貢米はこの地から大坂の蔵屋敷に運ばれた。廻船業も盛んで、廻船業者は北前船や藩米の輸送で財を成した。

（6）三浦仙三郎の功績と銘醸地の誕生

明治時代に三津の酒造家 三浦仙三郎は、低温長期発酵という吟醸造りの基礎を確立し、杜氏を育成した。さらに佐竹利市が機械による高白精米技術を発明し、酒質の向上と大量生産を支え、銘醸地の誕生につながった。

指定等文化財件数一覧

（令和7年3月現在）

類型		国指定 ・選定	県指定	市指定 ・選定	国登録	合計
有形文化財	建造物	3	1	14	116	134
	美術工芸品					
	絵画	0	1	5	0	6
	彫刻	0	5	8	0	13
	工芸品	0	3	7	0	10
	書跡・典籍	0	4	2	0	6
	古文書	0	0	1	0	1
	考古資料	1	1	5	0	7
無形文化財	歴史資料	0	0	5	0	5
		0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財	0	1	4	0	5
記念物	遺跡（史跡）	4	2	16	0	22
	名勝地（名勝）	0	0	0	1	1
	動物・植物・地質鉱物 （天然記念物）	1	6	12	0	19
文化的景観		0	—	0	—	0
伝統的建造物群		0	—	0	—	0
合計		9	24	79	117	229

※—は制度がないことを示す。

指定等文化財は229件、未指定文化財は6,742件把握

目指す将来像	基本的な方向性	課題	方針	取組みの例
歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島	1 歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）	- 文化財の基礎調査が必要 - 埋蔵文化財の調査が必要 - 市史編さんによる歴史文化の調査・研究が必要	01 文化財の基礎調査の継続 02 埋蔵文化財調査の継続 03 市史編さんによる歴史文化の調査・研究の深化	1-1 社寺建築・社寺什物・民家建築等の基礎調査 合併前の旧町での社寺建築・社寺什物・民家建築等の基礎調査を実施し、調査報告書を刊行する。 ■取組主体： 市民・地域、所有者、団体、教育・研究、行政 ■取組期間： R7～16（重点：R7～9）
	2 市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）	- 文化財の指定・登録による保護が必要 - 埋蔵文化財と遺跡の保護が必要 - 希少動植物の保護が必要 - 伝統的・文化的景観の保護が必要 - 指定等文化財の所有者による維持管理とその支援等が必要 - 地域の文化財保護の担い手の確保が必要 - 文化財の防災・防犯対策の整備等	02 文化財の指定・登録の継続 04 埋蔵文化財と遺跡の保護の推進 06 希少動植物の保護の推進 07 東広島らしい伝統的・文化的景観の保護の推進 08 指定等文化財の所有者による維持管理への支援 09 地域の文化財の継承と担い手の育成 10 文化財の防災・防犯対策の整備 等	2-34 文化財保存修理事業 東広島市補助金等交付規則及び東広島市文化財保護事業費補助金交付基準に基づき、文化財の所有者の修理事業に補助金を交付し、併せて修理方法等の指導・助言を行い、支援を継続する。 ■取組主体： 所有者、教育・研究、行政 ■計画期間： R7～16 2-46 指定等文化財の防災・防犯計画の作成 他自治体等の事例収集を行い、文化庁の防火対策ガイドライン・広島県文化財防災マニュアル・東広島市地域防災計画に基づいた指定等文化財の防災・防犯計画、対応マニュアルの作成により、文化財の防災・防犯体制の整備を図る。 ■取組主体： 市民・地域、所有者、団体、企業等、教育・研究、行政 ■計画期間： R10～16（重点：R10～12）
	3 歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）	- 文化財の見学・学習環境の整備が必要 - 歴史文化に関する情報発信が必要 - 市史編さんによる歴史文化の発信が必要 - 展示機能の整備が必要 - 文化財の多様な活用が必要 - 歴史文化に親しむ機会が必要	01 文化財の見学・学習環境の整備 02 歴史文化に関する情報発信の強化 03 市史編さんによる発信と普及 04 展示機能の整備 05 文化財の観光資源としての活用 06 歴史文化に親しむ機会の創出	3-7 市ホームページ（文化財の個別解説）の整備 市内の文化財の認知度を高めるため、市ホームページを活用し、指定等文化財の個別解説ページの充実を図る。 ■取組主体： 所有者、教育・研究、行政 ■計画期間： R7～16（重点：R7～12） 3-26 市所有文化財でのユニークベニユーの推進 市所有文化財の公開による活用を継続しつつ、観光部局や観光協会、地域DMO等と連携してユニークベニユー等での活用の推進に取り組む。 ■取組主体： 市民・地域、団体、企業等、教育・研究、行政 ■計画期間： R7～16（重点：R7～9）
	4 文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）	- 学術専門的な調査・研究体制の整備が必要 - 庁内外の連携体制の整備が必要	01 学術専門職員の確保と調査・研究体制の確立 02 庁内外の連携の推進	4-3 文化財の保存と活用に向けた庁内外の連絡体制の充実 庁内外の関係部局・機関・団体等との連携を図るため、定期的な意見交換、協議の場を設ける。 ■取組主体： 市民・地域、所有者、団体、企業等、教育・研究、行政 ■計画期間： R7～16

7つの関連文化財群

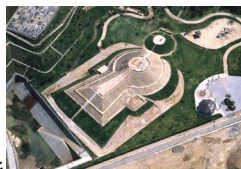
1 東広島市の地形と水辺環境

本市は多様な自然環境と、数多くのため池のある特徴的な水辺環境のもとにある。こうした環境下で日本固有種の**オオサンショウウオ**やため池の水草、多様な水鳥など、豊かな生態系が形成されている。



2 古墳文化の開花

古墳時代には、前方後円墳を中心とした特徴的な墓制が発展し、安芸地方の豪族の頂点に立った豪族の墓として**三ツ城古墳**が中期に造られた。後期には地域性豊かな古墳や副葬品がみられ、独自の文化形成が見られる。



※井手三千男撮影

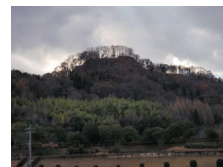
3 仏教文化の広がりや神仏習合の記憶

市の仏教文化の広がりや奈良時代が1つの画期である(**安芸国分寺跡**など)。平安時代以来、神仏習合の思想が広まり、神社と寺院は一体として発展した。関連する文化財は廃仏毀釈の際も密かに守られ、その歴史を伝えている。



4 大内氏の安芸国支配と国衆

室町時代の市域の大部分は西国一の守護大名である大内氏の領地であり、その拠点として**鏡山城**が造られた。一方、地域に根付いた国衆(国人)も勢力をもち、城下町や社寺を造営・整備するなど、地域文化の基礎を築いた。



5 賀茂台地の暮らしと信仰

江戸時代の市域では、豊かな生産力を背景に**本宮八幡神社社殿**などの良質で装飾性の豊かな社寺建築や、大規模な住宅が増加した。赤瓦・居蔵造の民家も特徴的である。安芸門徒の文化や**神楽～五行祭～**などの文化も育まれた。



6 浦辺筋から海へ、全国へ

江戸時代、三津の御蔵所には賀茂郡の大部分と豊田郡の一部の米が集められ、大坂(大阪)や広島に運ばれた。沿岸部では廻船業、漁業、製塩業(**二馬手塩田跡 樋の輪**など)が盛んで、その歴史を伝える文化財が遺されている。



7 近代の酒造りと吟醸酒の誕生

明治時代の三津の酒造家の三浦仙三郎は、軟水でも質の高い酒を造れる低温長期発酵技術確立し、佐竹利市の機械による高白精米技術とともに吟醸造りの基礎を築いた。西条では山陽鉄道の開通で酒の大量輸送が可能になり、酒蔵は大規模化し、現在の**西条酒蔵群**の景観が生まれた。



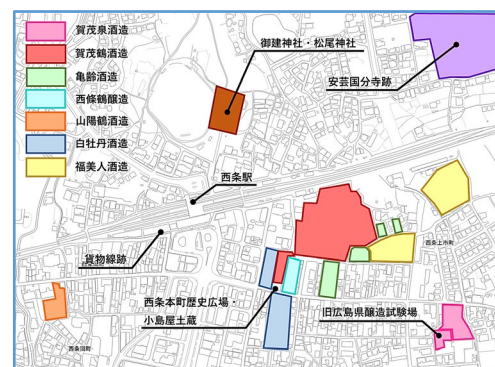
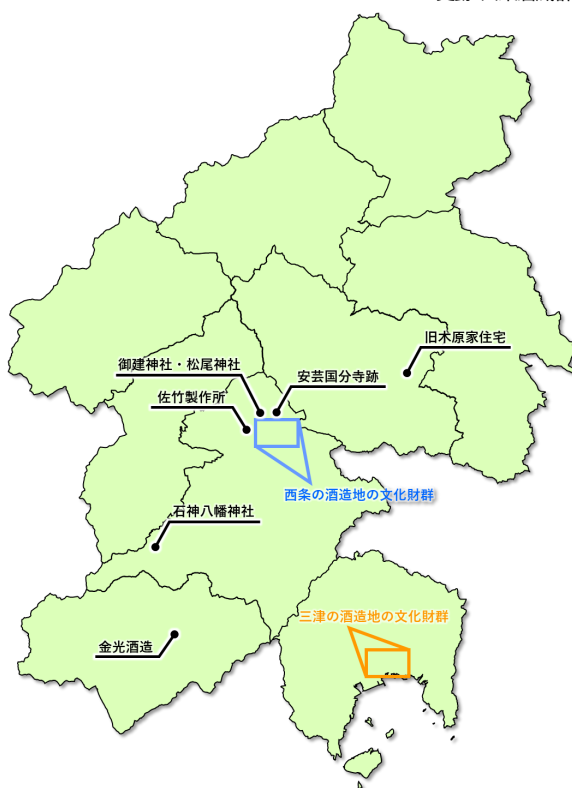
概要

明治時代の三津の酒造家の三浦仙三郎は、軟水でも質の高い酒を造れる低温長期発酵技術確立し、佐竹利市の機械による高白精米技術とともに吟醸造りの基礎を築いた。西条では山陽鉄道の開通で酒の大量輸送が可能になり、酒蔵は大規模化し、現在の**西条酒蔵群**の景観が生まれた。

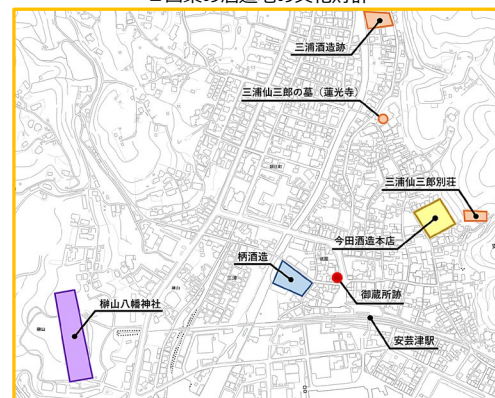
構成文化財



■ 史跡 西条酒蔵群



■ 西条の酒造地の文化財群



■ 三津の酒造地の文化財群

関連文化財群に関する課題

- 近代化遺産調査の成果を踏まえた文化財の指定・登録を進める必要がある。
- 企業活動を行う史跡の保存と活用を円滑に行うための保存活用計画の作成や、西条酒蔵通り地区の貴重な近代産業景観の保護も求められる。

等

関連文化財群に関する方針

- 社寺建築・近代化遺産等の調査や指定・登録調査の成果を踏まえ、必要に応じて構成文化財の文化財指定・登録に取り組む。
- 企業活動を行う史跡については、保存と両立した活用の円滑化のため、保存活用計画の作成の推奨と支援を行う。

等

関連文化財群に関する主な取組み

2-60 社寺建築・近代化遺産等の指定・登録

文化財基礎調査や、指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・近代化遺産等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。

■ 取組主体：市民・地域、所有者、団体、企業等、教育・研究、行政

■ 計画期間：R7～16

2-63 国指定文化財保存活用計画の作成

法人が活動を行う文化財において、保存と両立した活用を図るため、保存活用計画の作成に取り組む。

■ 取組主体：所有者、教育・研究、行政

■ 計画期間：R7～12（重点：R7～9）

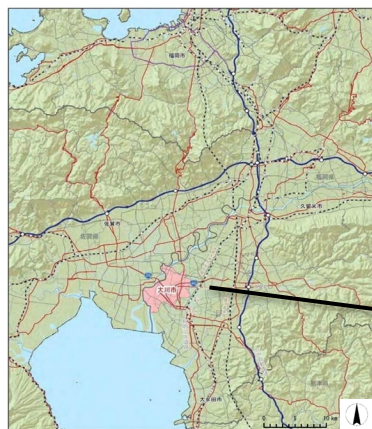
15 大川市文化財保存活用地域計画【福岡県】

概要

【計画期間】令和7～16年度（10年間）

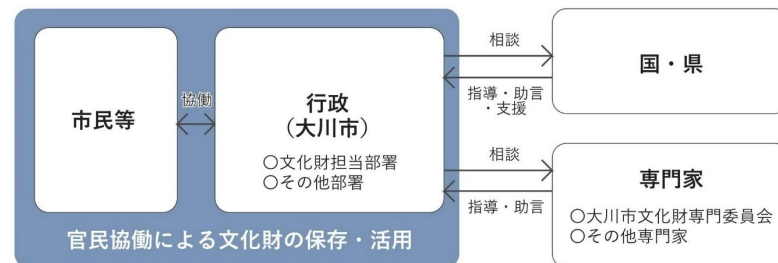
【面積】33.62km²

【人口】約3.1万人



推進体制

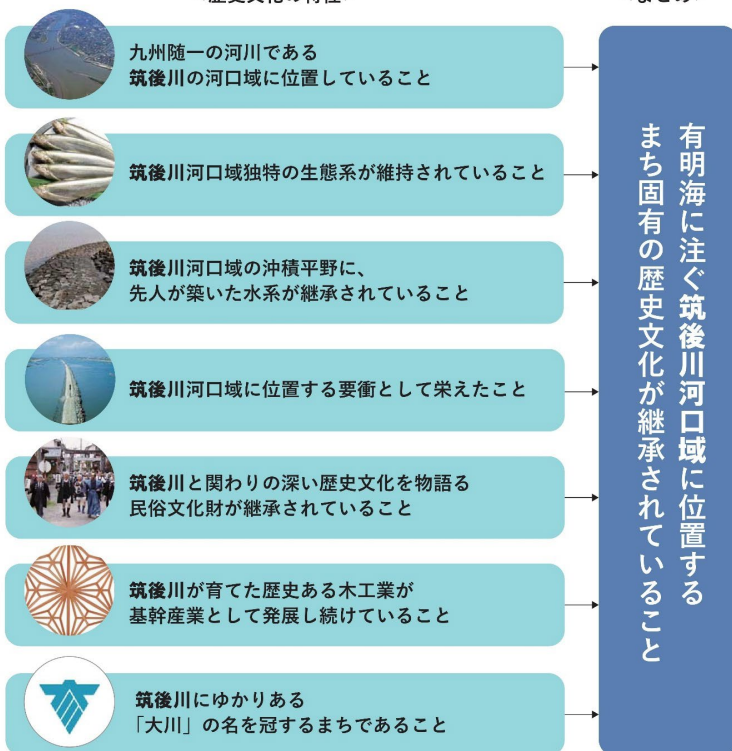
市民等と行政を中心とした官民協働による文化財の保存・活用を推進するための体制を以下のように構築する。



歴史文化の特性

<歴史文化の特性>

<まとめ>



指定等文化財件数一覧

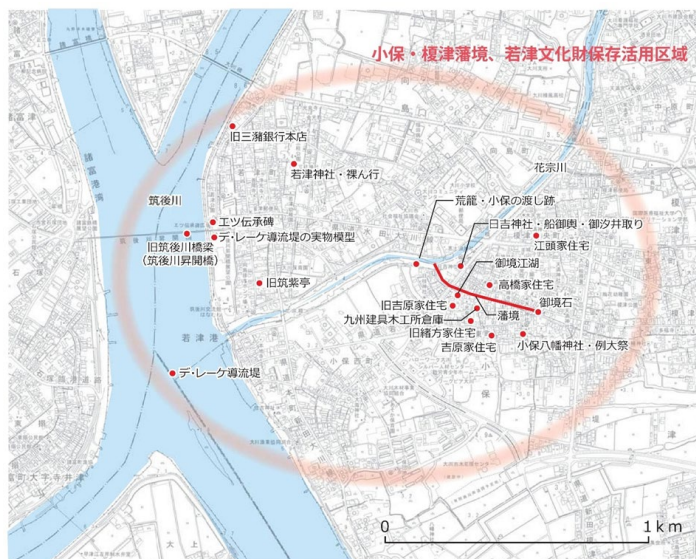
類型	国指定・選定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	4	4	10	13	31
建造物	4	2	5	13	24
美術	0	0	1	0	1
彫刻	0	2	1	0	3
工芸品	0	0	0	0	0
書跡・典籍	0	0	0	0	0
古文書	0	0	1	0	1
考古資料	0	0	2	0	2
歴史資料	0	0	0	0	0
無形文化財	0	0	0	0	0
芸能	0	0	0	0	0
工芸技術	0	0	0	0	0
民俗文化財	0	1	1	0	2
有形の民俗文化財	0	1	0	0	1
無形の民俗文化財	0	0	1	0	1
記念物	1	1	1	0	3
遺跡（史跡）	0	0	1	0	1
名勝地（名勝）	0	0	0	0	0
動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	1	1	0	0	2
文化的景観	0	—	—	—	0
伝統的建造物群	0	—	—	—	0
合計	5	6	12	13	36

指定等文化財は、36件
未指定文化財は、4,730件把握

大川市の文化財の保存・活用の課題・方針・措置

将来像 目標	目標における取組	課題	方針	主な措置（太字は能動的な主体）
「筑後川河口域の歴史文化」を市民とともに育むまち	目標1 筑後川河口域の歴史文化の継承	(1)有形の文化財の保存継承	・市所有の文化財（建造物）の保存管理の継続に取り組む ・民間所有の文化財（建造物）の保存管理の徹底に取り組む 等	No.7 市所有の文化財の修理復旧 ■行政（文） ／専門家／市民等 ■ R7～16
	(2)無形の文化財の継承支援	・価値や継承の大切さ等の周知する取組が不十分 ・無形の文化財の継承を支援する取組が不十分	・価値や継承の大切さ等を広く周知することを目的に、新たな指定・登録等の推進に取り組む ・継承に向けた記録保存等に取り組む 等	旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）、旧緒方家住宅等を対象とし、必要に応じて保存活用計画、整備基本計画を作成し、修理復旧等の推進に取り組む。
	(3)文化財の防災防犯の徹底	・文化財を災害から守る防災訓練等の実施が不十分 ・地震・風水害、き損・盗難等から文化財を守る文化財防災・防犯の備えが不十分 等	・重要文化財（建造物）の防災訓練等の継続に取り組む ・文化財防災に備えたハザードマップの作成に取り組む 等	
	(4)景観・まち並みの保全	・『筑後川流域景観計画』等との連携による景観・まち並み保全の継続が必要	・景観醸成モデル地区の景観まちづくりの推進に取り組む 等	
	目標2 筑後川河口域の歴史文化の体感	(1)学校教育・生涯学習の推進	・児童・生徒が地域の歴史文化を学ぶふるさと学習（木育）の継続や発展に取り組む ・市報や市ホームページによる地域の歴史文化の情報発信に取り組む 等	No.32 体験型の文化観光プログラムの充実 ■行政（文・他） ／市民等 ■ R8～16
	(2)文化観光の推進	・地域の歴史文化を活かした文化観光プログラム等が不十分 ・文化観光における文化財（建造物）等の活用が不十分	・体験型の文化観光プログラムの充実に取り組む ・文化財（建造物）等を活かしたユニークメニューの推進に取り組む ・文化財（建造物）等を活かした周遊ルートの拡充に取り組む 等	市民や観光客が文化財見学や組子体験・木工製作等の体験を通して地域の歴史文化に触れられる体験型文化観光プログラムの充実を図る。
	目標3 筑後川河口域の歴史文化の深掘り	(1)文化財の調査研究	・民俗文化財と遺跡（史跡）以外の類型は把握調査が不足 ・世代交代や建物の解体・建替え等による資料の散逸を防ぐため、把握調査が必要 ・民俗文化財の詳細調査が不十分 等	No.38 専門家による体系的な調査研究 ■行政（文） ／専門家 ■ R12～16
	(2)調査研究成果の周知	・文化財に関する調査研究成果の周知が不十分	・調査報告書と概要版等の作成と配布に取り組む ・様々な情報媒体を活用した調査研究成果の周知に取り組む 等	文化財の類型を踏まえ、専門家による体系的な調査研究に取り組む。
				

市内における文化財を守り活かすまちづくりをこれから先導する大きな一歩として、大川地区の南部一帯を、「小保・榎津藩境、若津文化財保存活用区域」と設定。



- 民間所有の歴史的建造物の空き家化、無為な解体等が進んでいる
- 市所有の県指定文化財旧緒方家住宅、国指定重要文化財旧吉原家住宅の附属屋である道具蔵等が著しく老朽化している
- 民俗文化財の継承が困難になっている
- 文化観光の見どころとなる文化財であっても十分な見学環境が整っていない

- 歴史的建造物の空き家化、無為な解体等を減らす取組を推進
- 旧緒方家住宅、旧吉原家住宅に隣接する附属屋（道具蔵等）の修理の継続と推進に取り組む
- 民俗文化財の持続可能な継承に向けた支援に取り組む
- 筑後川における文化観光の見どころとして、旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）の見学環境の充実に取り組む

**0-8 国指定重要文化財旧吉原家
住宅に隣接する市所有の附属屋
（道具蔵等）の修理**

- 市民等／行政（文）／専門家
■ R9～11

国指定重要文化財旧吉原家住宅に隣接する附属屋（道具蔵等）の修理及び活用策を検討する。



0-23 国指定重要文化財旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）の整備・活用

- 市民等／行政（文・他）／専門家
■ R7~16

旧筑後川橋梁（筑後川昇開橋）保存管理活用計画等を踏まえ、機能や役割を知り体感できる仕組みや施設の整備に取り組む。



16 諫早市文化財保存活用地域計画【長崎県】

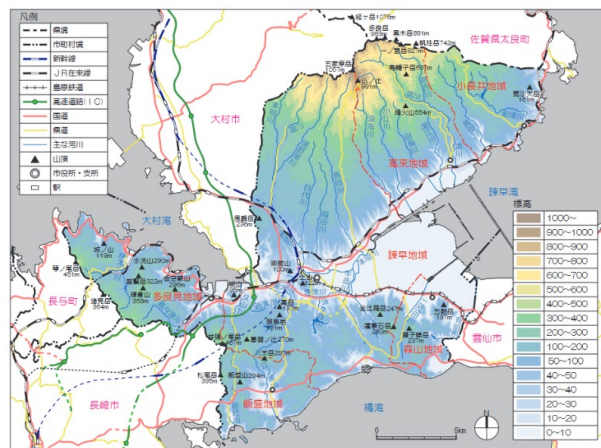
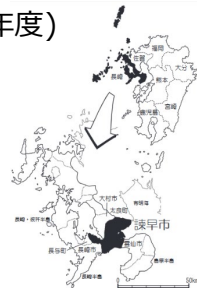
【計画期間】令和7年～11年度（5年間）

【面積】341.79Km²

【人口】約13.2万人

【関連計画等】

日本遺産「砂糖文化
を広めた長崎街道
～シュガーロード～」
(R2年度)



指定等文化財件数一覧

区別／種別			国		県	市	計
			指定・選定	登録	指定	指定	
有形文化財	建造物		1	2	0	13	16
	美術工芸品	絵画	0	0	0	3	3
		彫刻	0	0	6	5	11
		工芸品	0	0	1	1	2
		書跡・典籍	0	0	0	0	0
		古文書	0	0	0	6	6
		考古資料	0	0	0	0	0
		歴史資料	1	0	1	1	3
無形文化財		0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	3	6	9	
	無形の民俗文化財	0	0	2	1	3	
記念物	遺跡（史跡）	0	0	5	19	24	
	名勝地（名勝）	0	0	0	2	2	
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	4	0	4	6	14	
文化的景観			0	-	-	-	0
伝統的建造物群			0	-	-	-	0
計			6	2	22	63	93

指定等文化財は93件、未指定文化財は2,220件把握

歴史文化の特徴

1. 多良岳の火山活動から生まれた独特の地形

多良岳は成層火山の特徴を持ち、雄大な裾野をもつ形が良い山で、裾野に連なる台地は、有明海、橘湾、大村湾の3つの海に面して、独特の地形を形成している。

2. 3つの海と多良岳が育んだ人々の生活

特徴の異なる3つの海の沿岸で、それぞれの海の特徴をもつ遺跡が多くあり、当時の人々の豊かな生活や交流を知ることができる。大村湾沿岸の伊木力遺跡、有明海沿岸の西常盤貝塚、橘湾沿岸の有喜貝塚は長崎県の縄文時代を代表する遺跡である。

3. 諫早の自然を特徴づける暖温帯の植生

本明川河口に縄文時代からの植生を色濃く残す暖温帯の植生が良好に保存される「諫早市城山暖地性樹叢」があり人々の心を安らかにする自然林の役割を持つ。

4. 交通の結節点で発達した古代・中世の伊佐早

3つの海による海路と2つの半島につながる陸路を利用し、弥生時代から戦国時代まで様々な人や物が行き交い、多くの遺跡が遺された。

5. 長崎街道と多良海道・島原街道を通じて人や物が行き来した江戸時代の諫早

江戸時代の街道は永昌宿を分岐点とし、長崎、大村藩、鹿島藩（佐賀支藩）、島原藩への交通網が四方に広がった。多くの人・物・情報が街道沿いの諫早を行き来した。

6. 平安時代から伝わる荘厳な日本古来の信仰

多良岳山頂にあり古くから信仰を集めた金泉寺をはじめ、裾野にある社寺は、日本古来の信仰の姿を色濃く残し、現在も信仰が継続している。また、キリシタン大名に囲まれながらも古来の信仰が破壊されなかったことも特徴の1つである。

7. 本明川の水害と刻まれた記憶

多良岳を源流とし、急峻な山麓を南下し中流で東へ向きを変え有明海に注ぐ本明川はたびたび氾濫し、水害の記録が多く、川沿いの社寺等はその記憶を伝える。

8. 長崎港警備と佐賀藩諫早領、肥前浮立

江戸時代に外交の拠点の1つであった長崎に接するため、常に有事に備える佐賀藩の長崎警備の最前線に諫早領はあった。また、佐賀藩に分布する肥前浮立と呼ばれる民俗芸能が現在も広く継承されている。

推進体制

行政	諫早市の文化財の保存と活用を推進する部署（文化振興課、美術・歴史館）等
諫早市文化財保護審議会	
市民	市に在住・在勤の人々、文化財と歴史文化に興味を持つ人々
	歴史文化を学習する団体、文化財を保存・顕彰する団体、諫早市が加盟する広域的な組織 等
所有者	文化財の所有者・管理者、またはその団体、伝統芸能等を保存・継承する団体
専門家	大学や国公立の研究機関や博物館等の学術展示研究機関で専門に調査研究を行っている人材や研究団体

将来像	1 歴史文化と自然の継承と発展による心豊かなひとづくり					2 文化財を活用した観光振興による交流人口の拡大		
目標	1 歴史文化と自然を適切に保存し、次世代へ継承する		2 身近にある文化財について、市民による価値の再認識を促進する			3 市民に親しまれる資源としての文化財の活用を図る		
課題	目標 1 に関する課題		目標 2 に関する課題			目標 3 に関する課題		
	文化財の継続的な調査と公開が必要	調査・保存に関する人的体制と展示・収蔵施設が不十分	市民の身近にある歴史文化を再認識することが必要	子供や大人が文化財を学習する機会の不足	広い世代で歴史文化を学習できる場の不足	市民に対する文化財や歴史文化の情報発信が不十分	市外からの来訪者に対する情報発信が不十分	文化財を活用した観光振興の具体的な方策がない
方針	文化財を継続的に調査し公開する	調査・保存に関する人的体制を充実し、文化財の展示・保存施設の管理を充実する	市民に対して身近にある歴史文化の再認識を促す	子供や大人が文化財を学習する機会を充実する	広い世代で歴史文化を学習できる施設を運営する	文化財や歴史文化を市民に情報発信する	市外からの来訪者に市の歴史文化の魅力を情報発信する	文化財や歴史文化の魅力を活かした観光振興を図る
具体的な事業の例	10 国指定文化財保存整備事業 眼鏡橋などの国指定文化財に関する保存・管理及び公開に関する業務。 ■ 行政、所有者 ■ R7～11 		52 出張学芸員の学校教育・生涯学習連携事業 出張学芸員と小・中学校、高等学校、大学等の学校教育機関や公民館等の社会教育機関との連携を図り、幅広い世代に諫早の文化財と歴史文化をより身近に感じてもらう場を提供する。提供する学習は、総合学習及び探求の時間に位置付けることができるような内容とするように努める。 ■ 行政 ■ R7～11			65 歴史の道観光文化交流推進事業 文化庁選定「歴史の道」百選に選定された長崎街道・多良海道を観光に活かすために、街道歩きなどの体験学習会、多良海道の環境整備などを隣接する佐賀県藤津郡太良町と共同して実施し、市外へ市HPや観光イベントなどを通じてアピールし、市への来訪者の増加へつなげる。 ■ 行政、専門家、市民 ■ R7～11  		
	20 文化財職員専門・基礎研修事業 国及び県が開催する文化財関係の専門及び基礎研修を受講し担当者の専門能力の拡張を図る。 ■ 行政 ■ R7～11		55 諫早の特色ある埋蔵文化財活用事業 諫早の縄文時代を代表する遺跡である有喜貝塚、伊木力遺跡、西常盤遺跡について発掘調査の成果や出土品を展示し、特色ある縄文時代の歴史を学ぶ体験学習及び講演会等を開催する。 ■ 行政、専門家、所有者 ■ R7～9  			73 「千々石清左衛門の墓」公開活用事業 史跡の公開、出土品の公開を目的に、出土品の展示会や考古学研究者・歴史学研究者などによる講演会を開催し、史跡の周知を図る。 ■ 行政、専門家、所有者 ■ R9～11 		

7つの関連文化財群

① 有明海の干満の差と諫早人のいとなみ

諫早は有明海の日本一の干満の差を活かし、近世から現在まで干拓地を広げてきた。長崎県で一番の穀倉地帯となるまでの歴史は、祖先の努力と慈善の精神の賜物である。



② 有明海沿岸及び橘湾沿岸の古墳の被葬者像

有明海と橘湾沿岸には古墳が築造され、地域の首長が葬られている。これらの古墳は稲作などの生活基盤がみられず、有明海の家民集団の首長墓と思われ、6世紀前半に海と関りながら生活をしていた古墳時代人を知ることができる。



③ 諫早は歴史文化の交差点

平安時代から交通の要衝として交流による歴史文化が継承され、江戸時代には陸路と海路の交差点にあたる本明川に諫早眼鏡橋が架けられた。また、地の利を生かし、それぞれの時代を代表する新しい信仰や技術が定着し、それらを伝える多くの文化財がある。



④ 多良海道と竹崎街道及び島原街道にみる江戸時代のおもかげ

長崎から佐賀まで続く多良海道（竹崎街道）と島原へ続く橘湾沿いの島原街道が歴史文化を育んだ。竹崎街道は自然発生の海沿いの道で老人や女性と子供、荷物のある人などが利用した。人と物が街道を往来すると文化が行き交う。多良海道と竹崎街道、島原街道には、江戸時代をしのぼせる場所が多くある。



⑤ 多良岳山岳霊場と山麓の文化財からみた諫早の信仰

山岳霊場の1つ多良岳を中心として日本古来の信仰が現在まで継続している。金泉寺は、平安時代初めに弘法大師が創建したといわれるお寺である。周辺には修験に関わる霊場遺跡が点在しており、登山しながら歴史を楽しむことができる。



⑥ 本明川沿いに遺る江戸時代の街道

本明川沿いに栄えた永昌宿跡や天祐寺の諫早家歴代領主の墓など、数多くの社寺が点在し、江戸時代の街道の痕跡が遺る。高城跡がある諫早公園は、国の天然記念物である諫早市城山暖地性樹叢の自然と移設された諫早眼鏡橋があるほか四季折々の自然の色彩を楽しめる観光地となっている。



⑦ 肥前浮立 諫早のまつりびと

佐賀藩諫早領に江戸時代から伝わる浮立は五穀豊穡、雨乞い、除災、供養のために各地域の神社などへ奉納されてきた。300年以上経った現在でも多くの浮立が形を変えながら、地域の方々の努力により伝承されている。



関連文化財群としてまとめることで、文化財を総合的に保存・活用することができ、個々の文化財だけでは理解しにくい本市の歴史文化の特徴を具体的に市民に伝えることができる。市民が地域の魅力に気づき、身近な文化財や地域に対する愛着を育むことが期待できる。

【概要】 平安時代から交通の要衝として交流による歴史文化が継承され、江戸時代には陸路と海路の交差点にあたる本明川に諫早眼鏡橋が架けられた。また、地の利を生かし、それぞれの時代を代表する新しい信仰や技術が定着し、それらを伝える多くの文化財がある。

【課題①】 長崎街道の周辺には、室町時代から戦国時代に築かれた山城が50箇所あるが、それぞれの規模や構造などが不明で、基本的な情報がない。中心となる高城跡や規模の大きな古田城跡など特徴的な山城があり、それらの詳細な構造を考古学的に調査する必要がある。

【課題②】 長崎街道と多良海道は、詳細な調査が行われ、周辺の文化財について分布や内容の把握調査が行われているが、橋湾岸沿いにある島原街道の周辺での把握調査が必要である。

【課題③】 これまで、長崎街道や多良海道は、関係する近隣市町とともに街道を活かしたウォーキングイベントや講演会の開催など、観光交流人口拡大を目的とした取り組みを実施してきた。このような取り組みは、今後も継続的に実施する必要がある。

【方針①】 山城の把握調査を行い、それぞれの規模や構造などの基本情報を整理する。また、規模が大きな高城跡や古田城跡など特徴的な山城を選定し、測量調査や発掘調査を実施し、詳細な構造を明らかにする。

【方針②】 歴史の道について、島原街道の把握調査を行う。

【方針③】 歴史の道百選に選定されている長崎街道は、大渡野番所跡（日野番所）の保存と、街道全体と大村藩との境界にある藩境石塚の保全を図り、風観岳支石墓群との一体的な公開活用を推進する。

【事業】 ③-1：諫早市内の山城の分布作成と詳細調査事業 ■行政、専門家 ■R10～11
市内に50箇所ある山城跡の分布と現状を把握し、特徴的な山城跡の規模や構造を把握するために測量や発掘調査を実施し、その成果を公開し、周知を図る。

【事業】 ③-2：歴史の道（島原街道）総合調査事業 ■行政、専門家、所有者、市民 ■R10～11
橋湾沿岸にある島原街道の規模や構造を明らかにするために、把握調査を行い、その成果を公開し、調査報告書の作成と成果を展示する体験学習会を実施し、身近にある遺跡の存在を周知する。

【事業】 ③-3：風観岳支石墓群と長崎街道の公開活用事業 ■行政、専門家、所有者、市民 ■R10～11
「風観岳支石墓群」と歴史の道百選の「長崎街道」について街道歩きなどを行い、公開周知を行う。



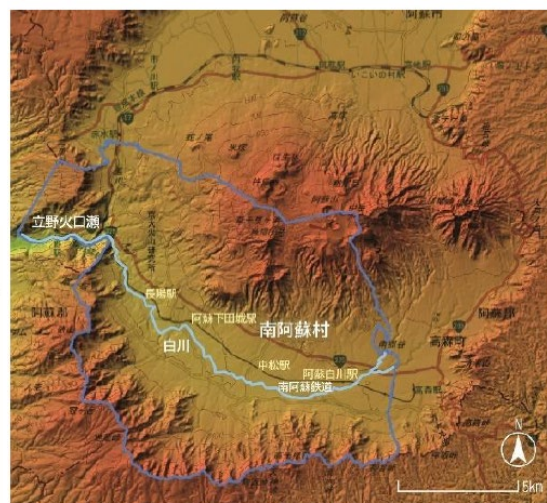
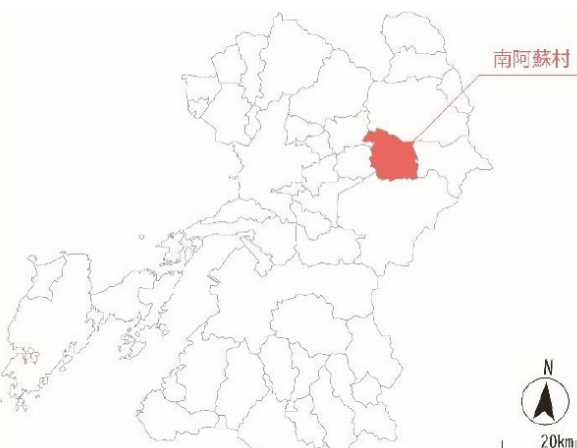
長崎街道（大村街道）



多良海道

17 南阿蘇村文化財保存活用地域計画【熊本県】

【計画期間】令和7～15年度（9年間）
【面積】137.30km²
【人口】約1.0万人
【関連計画等】「阿蘇ユネスコ世界ジオパーク」（H27年11月）



南阿蘇村の歴史文化の特性

①豊富な水源とその活用

南阿蘇村は「水の生まれる郷」として知られ、白川水源など計11か所の水源がある。これらの水源は歴史や景観を形成し、灌がい用水や簡易水道として現在の暮らしに密接に関わっている。また、片山嘉左衛門が開削した疏水群は、農業を支える重要なインフラとして機能している。

②生業と一体になった草原・森林景観

火山性土壌である南阿蘇村では土壌の養分が不足しており、耕作に利用する肥料(草肥)作りや田畑を耕す労働力としての牛馬を飼育するための草原がある。現在でも草原を野焼するなどの活動により、昔からの草原景観が守られている。

③自然災害と人々の関わり

阿蘇山の噴火は村の歴史に多大な影響を与え、長陽地区の水蒸気爆発を含め、生活に影響を及ぼしている。南阿蘇村に住んでいた人々は記念碑を建てることなどにより、それらの自然災害の痕跡や記憶を後世に継承している。

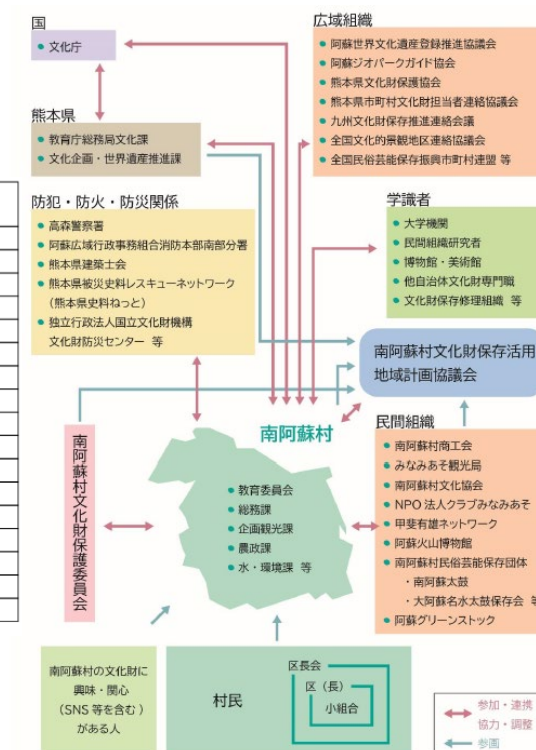
④阿蘇神話と関わりあう神社・自然・地名

阿蘇神話には、健甕龍命と阿蘇都姫命が登場し、夜峰伝説や健甕龍命が外輪山を蹴破った神話がある。南阿蘇村には、その神話に関連する神社や自然、地名が多く残っている。また、これらの神話にまつわる巨石や伝説に登場する場所や言い伝えのある場所も数多く存在する。

⑤人々の心を支える神社や石造物

神社や石造物は、コミュニティの中心として夏祭りや秋祭りなどを通じて地域住民を支えている。石造物は信仰の対象や歴史の証であり、熊本地震後も地域住民により修復され、心の拠り所として重要な役割を担い続けている。これらの文化財は、地域の絆を深め、人々の心に影響を与えている。

推進体制


指定等文化財件数一覽

類型		国指定 ・選定	熊本県 指定等	南阿蘇村 指定等	国選択	国登録	合計
有形文化財	建造物	0	0	3	－	1	4
	絵画	0	0	0	－	0	0
	彫刻	0	0	1	－	0	1
	工芸品	0	1	0	－	0	1
	工書跡・典籍	0	0	0	－	0	0
	芸古文書	0	0	0	－	0	0
	考古資料	0	0	0	－	0	0
	歴史資料	0	0	0	－	0	0
無形文化財	0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財	0	1	1	(1)	0	2
記念物	遺跡	0	1	1	－	0	2
	名勝地	1	0	0	－	0	1
	動物・植物・地質鉱物	2	0	0	－	0	2
文化的景観	1	－	－	－	－	1	
伝統的建造物群	0	－	－	－	－	0	
合計		4	3	6	(1)	1	14

指定等文化財は、14件
未指定文化財は、887件把握

南阿蘇村における文化財の保存と活用に関する課題

方向性1 «守り、つなげる»ための課題

- 旧村ごとで調査の把握の質や量が異なっている。また、個人所有の美術工芸品の把握調査が特に足りていない。
- どのように収蔵スペースを確保し、文化財の保存管理を行うかが課題。
- 価値づけを行い指定をしたうえで維持管理に努めていかなければならない。
- 文化財を守る体制を構築し運用していくことが課題。

方向性2 «活かし、ひろげる»ための課題

- 文化財の見学のための周知体制及び動線誘導の整備などが課題。
- 村民を対象として文化財に触れる機会を創出する機会が少ない。
- 子どもたちが文化財に触れるきっかけを学校教育の中で充実させることが必要。

等

方向性3 «共に、かかわる»ための課題

- 文化財の維持管理を地域住民と連携する仕組みを強化することが課題。
- 村内外の博物館などの施設や文化財に深く関わる民間団体との連携や運用の仕組みの構築が課題。
- 多岐にわたる文化財への適切な対応が難しいことも課題。

等

南阿蘇村における文化財の保存と活用に関する方針

【方向性①】 守り、つなげる ための方針

- 南阿蘇村全体を対象に未指定文化財の把握調査を行い、段階に応じて詳細調査を実施する。
- 資料館の改修や移転など施設について、文化財の保存管理について検討する。
- 文化財の情報を速やかに提供できる体制を構築する。

等

【方向性②】 活かし、ひろげる ための方針

- 文化財の観光利用促進のために、文化財を紹介するリーフレット等を作成し、文化財の認知・理解を深める。
- 村民に南阿蘇村の歴史文化について広く周知する。
- 副読本などの学習資料等を作成し、学校教育で活用する。

等

【方向性③】 共に、かかわる ための方針

- 各行政区（区長）に対して周知・啓発を行う。
- 阿蘇火山博物館と今後も連携を取りながら共同事業等の取組を行う。
- 文化財担当職員の業務負担を軽減するために、業務をデジタル化するなど事務量の負担軽減に努める。

等

南阿蘇村における文化財の保存・活用に関する措置の例

1 未指定文化財の調査事業

【取組主体】 行政、所有者、他団体、学識者、村民

【実施期間】 R7～15

村内の文化財を今後継承していくために基礎資料としての文化財の把握調査を継続的に実施し、価値づけを行った上で段階に応じ指定を行う。

4 食文化伝承事業

【取組主体】 行政、他団体、村民

【実施期間】 R7～15

郷土料理の伝承の継続を行うと共に文化財行政として未確認の郷土料理の調査を実施する。

9 文化財を活用した観光事業

【取組主体】 行政、所有者、他団体、村民

【実施期間】 R13～15

地域の文化財を活用した観光体験として、フットパスやクイズラリー等のプログラムを検討・実施する。また、実施団体や観光者に向けて文化財マップ等の作成も行い事業を推進する。

11 南阿蘇村図書室連携事業

【取組主体】 行政、村民

【実施期間】 R7～15

南阿蘇学講座をはじめとした南阿蘇村図書室が主催する事業と連携を行う。

13 地区文化財整理活用事業

【取組主体】 行政、所有者、学識者、村民

【実施期間】 R10～15

各地域の文化財を台帳に整理する。また、台帳に整理した文化財を起点とした活用方法を検討し、実施する。

16 文化財行政体制強化事業

【取組主体】 行政、学識者

【実施期間】 R7～15

文化財に係る行政事務手続き等に伴う作業や手続きをデジタル化する等の効率化及び適切な職員研修や各種専門家との連絡体制を構築し、文化財部局の体制強化を図る。

(1) 南阿蘇村の「水と農業」の歴史

本村には多くの棚田が存在する。幅・津留遺跡をはじめ弥生時代の遺跡からは石包丁が出土しており、当時から本村において稲作が行われていたことが分かっている。しかし、本村は谷地形の火山性土壌であり白川両岸以外では水が不足しており、水の湧き出す水源は信仰の対象となった。そして、それら水源の水を溜め、井手（用水路）を開削するなどの人々の努力と工夫により田に水が引かれた。

特に、片山嘉左衛門が行った利水事業は村内で最も顕著な事業例であり、久木野地区では、この時に造られた井手をはじめとした数本の井手によって田に水が行き渡るようになり、安定的な農業が行われるようになった。

また、水源に乏しい立野区や赤瀬区においても井手が重要視され、江戸時代に開削された監物井手は明治時代には発電所の動力として利用されるなど地域の産業にも大きく貢献した。

このように南阿蘇村において水は古くから、現在に至るまで農業や産業に大きな影響を与え続けている。



白川水源（白川区）

(2) 古代から続く阿蘇家とのつながり

阿蘇山上で祭祀を行っていた阿蘇家は中世にかけて下野地区を中心として巻狩りを行っており、その神職である大宮司家が中世に南郷谷に置かれていた時期があり、阿蘇家の城跡である南郷城跡がある。また阿蘇家の居館があった二本木前遺跡と祇園遺跡が発掘調査されており深いつながりを如実に示している。

この阿蘇家との関係は現在も続いており、村内には阿蘇神社の名前を持つ神社や健甕龍命をはじめとする阿蘇神社の祭神を祀る神社もあり大切な地域のコミュニティの活動の場として近隣住民を中心に維持管理されている。



南郷城跡（白禿山城跡）

(3) 交通の中継点としての南阿蘇村

南阿蘇村は古来より様々な地域との交流があった。例えば、弥生時代の幅・津留遺跡や南鶴遺跡では、大分や北九州の特徴を持つ土器が出土していることから古来より九州各地との交流が行われていることが分かる。

また、本村の道を示す文化財として猿田彦大神、馬頭観音像、甲斐有雄の道しるべが建立されている。猿田彦大神は道祖神と同一視されており道の神、旅の神として祀られていて、村内集落の旧道沿いに数多く分布している。馬頭観音は、牛馬の神として祀られる神であり牛馬の供養や牛馬を用いた交通の安全を祈願して建てられている。馬頭観音は、日本の仏教における観音菩薩の一つの姿であり、特に交通安全や道路安全の守護として信仰されており、本村では牧野の入り口や祭りの浜場などに建立されている。甲斐有雄の道しるべは、明治期に石工である甲斐有雄が旅人の行き倒れ等の事故を防ぐために、私財を投じて阿蘇郡を中心に約2,000基の道しるべを建てたもので、村内では約50基が確認されている。

このように本村には、石造物をはじめとして人々の往来を示す文化財が数多く残っている。



馬頭観音（長野区）

関連文化財群(3)の概要

南阿蘇村は古くから九州各地と交流があり、遺跡から大分や北九州の土器が出土している。村内には猿田彦大神や、牛馬の交通安全を祈る馬頭観音像が多くある。また、甲斐有雄が建てた約2,000基の道しるべのうち、約50基が残され、これらの文化財は往来を示している。

関連文化財群(3)に関する現状と課題・方針

【現状と課題】

昭和から平成の初期にかけての開発等により多くの文化財が失われているが、現在も地域の人や有志の人々に守られている文化財が多くある。しかし、把握調査等で存在は分かっているにもかかわらず価値づけのための詳細調査は未実施の文化財が多く、行政として村民からの質問や相談に回答が困難なケースや多いため、それらの未指定文化財調査や周知啓発を行うことが必要である。また、旧村ごとに文化財事業の成果の格差があり、同じ文化財であっても白水地区では標柱が整備されているが、久木野地区や長陽地区では整備されていないなど、旧村単位で文化財の理解のための設備の有無で文化財の地域理解度の差といった影響が出ており、特に整備が進んでいない場所では未指定文化財の消失が起きているため保護のための措置が必要である。



【方針】

調査を継続実施した上で、構成文化財の価値づけを行う。また、保存・活用を図る文化財のリストへ記載をして、得られた成果の周知啓発を図る。また、旧村ごとに異なる標柱等については、フォーマットの統一を行い、改めて設置を進める。



道標（両併二区）

関連文化財群(3)に関する主な措置



1 文化財標柱等設置事業 【取組主体】行政 【実施期間】 R7～15

関連文化財群に係る、標柱や看板のフォーマットを白水地区のものと統一し、長陽地区と久木野地区に標柱を設置する。

2 文化財周知資料作成事業 【取組主体】行政、他団体 【実施期間】 R12～13

関連文化財群の持つ価値について地元住民へ周知を行い、地域への理解を深めることを目的とし、関連文化財群の構成文化財についての説明を行うためにリーフレット等の簡易的な配布物の作成を行う。

3 関連文化財群調査事業 【取組主体】行政 【実施期間】 R9～11

石製の文化財を中心とした関連文化財群に対して三次元計測等を用いた記録調査を実施する。

文化財保存活用地域計画認定基準

文化財保護法第183条の3 第5項

1. 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
2. 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
3. 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

文化財保存活用地域計画の認定件数

	現在認定	今回認定	合計	関係する 都道府県数
第1期 市区町村 数	194	16	210	43
第2期 市区町村 数	1	1	2	2